# 県と市町の役割分担のあり方検討部会

## 報告書

平成20年1月

## 目 次

1	県と市町の役割分担の明確化に向けて・・・・・・・・・・・・・・・1
	(1)背景
	(2)検討部会の設置
	(3)検討部会での検討姿勢
	(4)検討経過・検討結果
	(5)今後の展開へ向けて
2	県と市町の役割分担の考え方と検討の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1)地方自治法の考え方
	(2)役割分担に関しての原則・規定の類型
	(3)役割分担の検討の必要性
	【参考】三重県の県と市町の役割分担に関する考え方
3	県と市町の役割分担のあり方調査とその結果・・・・・・・・・・・・1 (
	(1)調査目的(2)調査方法、(3)調査で示したイメージ図
	(4)調査内容、(5)調査結果
4	役割分担検討部会における検討方法・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
	<ul><li>(1) 検討における留意点</li></ul>
	(2) 分科会とワーキング・グループの位置付け
_	==76.\m2 = °   0./10 ±1/\+10.0 ±100 = 1. → ±1/\
5	事務分野ごとの役割分担の課題と方向性・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
	(1) 人権·教育·文化 分野·······22
	(2) 産業・雇用 分野・・・・・・・・・・・・25
	(3) 防災・安全 分野・・・・・・・・・・・・27
	(4) 健康・福祉 分野・・・・・・・・・・・・・33
	(5) 環境・資源 分野・・・・・・・・・・・・37
	(6) 参画・地域づくり 分野・・・・・・・・・・・・41
	(7) まちづくり 分野・・・・・・・・・・・・・・44

6	県と市町の役割分担の検討にあたって・・・・・・・・・・・・・ 48
	(1)役割分担の検討における基本事項・・・・・・・・・・48
	情報共有の必要性、意見交換の必要性
	(2)役割分担の検討における見直し方向・・・・・・・・・・50 県と市町がともに取り組む見直し方向 ()広域性による県事業と市町事業の役割の明確化 ()専門性の観点による県事業と市町事業の役割の明確化 ()法制度改正等 県の取組の見直し方向 ()市町の多様性への配慮 ()市町との地理的距離への配慮
	<ul><li>( ) 川町との地域の起産 への配慮</li><li>( )県の専門性強化・サービス向上</li><li>市町の取組の見直し方向</li><li>( )市町の取組強化・専門性強化</li><li>( )市町の権限移譲</li></ul>
	(3)役割分担の検討にあたっての留意点・・・・・・・・・・54 事務の共同化、外部委託事務
	今後の展開へ向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・55 (1)協議会への報告の提案 (2)役割分担を検討する際の方法論の提示 A:検討対象事業の現状把握 B:役割分担のスタンスと見直しイメージの明確化 C:役割分担の具体的な見直しの方向性の検討
	参考】三重県や全国組織における役割分担に関する検討状況・・・・・・・・・62 (1)県と市町(市町村)の新しい関係づくり協議会の取組 (2)三重県の各部局が関係している県と市町の役割分担に関する会議・報告書等の状況 (3)第二期地方分権改革における県と市町村関係の改革方向

## 1 県と市町の役割分担の明確化に向けて

#### (1)背景

平成12年の地方分権一括法の施行により、県と市町はこれまでの上下・主従の関係から、対等・協力の関係のもとで、住民サービスを提供することとなりました。また平成15年度から県内における市町村合併が進展したことから、行政体制の強化、政策形成能力の向上等、県と市町の関係はここ数年で大きく変化しました。

これらの動きにともない、これまで町であった区域が市になることによる福祉事務の移行、特定行政庁の設置、地域づくりに関する市町の役割の強化、農地転用等の権限移譲などによって基礎自治体である市町の役割が相対的に増加してきています。

また、消費者相談・児童相談の窓口化、景観行政団体制度等、近年、市町の役割を強化する方向で、法律改正が進められてきています。

#### (2)検討部会の設置

このような環境変化により、県と市町の役割分担のあり方が課題となるなか、更には、県・市町の双方から県と市町の役割分担のあり方について協議会の検討テーマとすべきとの提案(総論的な提案と各論的提案を含む)が多く寄せられたため、「県と市町の役割分担のあり方検討部会」を設置しました。(18年7月)

検討部会では、県と市町の役割分担については、住民に身近な市町をより重視したものに見直し、県と市町を通じた効率性の向上、住民サービスの質的向上を図るため、 具体的な事務分野ごとに県と市町の役割分担の現状、課題を調査し、今後の適切な役割分担のあり方を検討することとしました。

#### (3)検討部会での検討姿勢

先述のような背景から、県と市町の役割分担では、ともすれば市町の役割を強化する方向が中心論点と受け取られがちであります。

しかし、当検討部会では、あくまでも「県と市町を通じた住民サービスの向上」を目的に、市町と県の担当者から寄せられた意見をもとに検討を行うこととしたため、県と市町の連携強化や県の役割強化に関する論点も重要視しながら検討を行ってきました。

#### (4)検討経過・検討結果

「県と市町の役割分担のあり方調査」において、その調査から挙がってきた496の意見をもとにして、2つのテーマについてのワーキング・グループの設置や、検討部会メンバー等による11テーマにおける分科会により、計27回の検討を行ってきました。

これらの検討により、検討テーマに関する役割分担の「方向性」と、それを実現に 繋げるための「手順」を示しました。 また、この検討のなかで、課題となった事項や、見直しの方向性は共有点を有する ものが多かったことから、それらを、2つの基本事項と、8つの見直し方向にまとめ ました。

#### (5)今後の展開に向けて

この検討を通じて県と市町の役割分担は「総論から各論へ」「理念論から現実論へ」の段階に至っており、適切な役割分担のあり方を見い出すには、法制度や現状をしっかりと踏まえた上で、住民サービス向上の観点から、県と市町の各担当部局が具体性のある検討をしていく必要があることが明らかとなりました。

役割分担の明確化に向けた取組は、効率的で効果的な住民サービスを展開するために、県と市町が絶えず見直されるべき課題です。事務分野ごとの検討が継続的に行われるよう、役割分担に関する情報共有について提案するとともに、検討にあたって、検討対象事業の現状把握や、検討スタンスを明確にすること等が必要であること、見直しにあたっての留意事項と見直し方向のパターンを、役割分担の検討を行う場合の方法論として提示することとしました。

## 2 県と市町の役割分担の考え方と検討の必要性

県と市町の役割分担については、総論的な考え方と個別分野ごとの考え方に大別できます。

総論的な考え方として、地方自治法に定める一般原則が定められています。

個別分野の役割分担の考え方は、法律・政令・条例等の規定として法定されている場合と行政計画や県と市町の協定や合意事項としてまとめられているものがある一方、取り決めとしては明確になっていないものもあります。

#### (1)地方自治法の考え方

地方公共団体の事務(法第2条第2項) 地域における事務と法令により処理することとされる事務

#### 市町が担う事務(法第2条第3項)

市町村は、都道府県が処理する事務を除き、<u>一般的に</u>地域における事務と法令に基づく事務を処理する。ただし、県が担う事務のうち、規模性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものは、当該市町村の規模能力に応じて処理することができる。(基礎自治体の優先)

(市町村は住民の日常生活に直結する事務処理を幅広く包括的に任務とする。逐条地方自治法:松本英昭著)

#### 県が担う事務(法第2条5項)

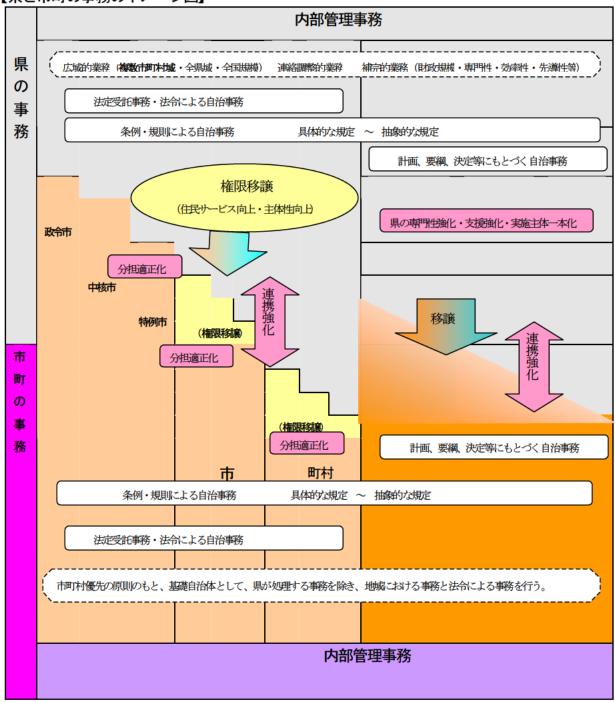
広域事務<br/>連絡調整事務

規模性質において一般の市町村が処理することが適当でない事務(補完的役割)

行政サービスの向上と効率化

- ・地方公共団体は、・・住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようしなければならない。(法第2条14項)
- ・県と市町村は、事務処理にあたり、相互に競合しないようにしなければならない。 (法第2条第6項)

### 【県と市町の事務のイメージ図】



#### (2)役割分担に関しての原則・規定の類型

県と市町の役割分担は、地方自治法により基本原則が示され、個別法、条例等により 規定されています。

地方自治体は、本来、国の役割であるが法令により地方で実施する法定受託事務と、 自治体の役割である自治事務を行っていますが、自治事務であっても法律・政令の規定 により義務づけられているものがあり、法定自治事務と呼ばれることもあります。

このため、役割分担の検討にあたっては、それぞれの役割について法令等で規定されているのか否か、規定内容が義務づけなのか、任意の事務なのかを押さえておく必要があります。

また、下の類型のように規定の内容は、 曖昧、 義務的でない、 具体的な規定のタイプがあります。県と市町がともに実施すべきとする内容の規定であれば、両者でその取組方針を調整する必要があります。一方、法令条例等で、まったく規定のない事務の場合は、県と市町が重複を避けながら、主体的に判断する必要があります。

さらに、行政計画や協定等によって、役割分担に関する内容が盛り込まれている場合でも、その内容は曖昧なものから具体的なものまであります。

## 役割分担の基本原則 (地方自治法の規定)

県と市町は、法令による事務と地域における事務を行う。 市町村優先の原則(都道府県の事務を除き、市町村は一般的に事務を処理)

#### 【役割分担に関する規定の類型】

タイプ1: 県と市町の基本的な責務や努力すべきことなどの曖昧な役割の規定 個別法令・条例・規則 県と市町の総合計画、行政計画等

タイプ2: 県と市町が施策を講ずべきことや協力すべきことなど、 義務的でない役割の規定

個別法令・条例・規則

県と市町の総合計画、行政計画等

タイプ3: 県と市町が担う許認可、計画策定、相談等の具体的な役割の規定 個別法令・条例・規則 県と市町の総合計画、行政計画等

#### (3)役割分担の検討の必要性

ある行政事務を担うべき主体について、県と市町のいずれか二者択一的できるものは 少なく、県と市町が同じ事務分野で、一定の役割分担のもと、双方が重層的に関係する ことが多いのが地方行政の実態です。このため役割分担の見直しに当たっては、法令・ 条例・計画等をもとに、個々具体の位置付けを正確に把握する必要があり、かつ法令条 例等の内容にそってどのように実務が行われているか、実態は規定内容等と乖離してい ないかを正確に把握することからスタートする必要があります。

## 県と市町との役割分担に関する検討が必要なケース

県が事務を担う場合で役割が不明確なケース

#### 【検討例】

市町の協力内容の明確化

市町が事務を担う場合で役割が不明確なケース

#### 【検討例】

県の補完・支援内容の明確化

県と市町がともに事務を担う場合で役割が不明確なケース

#### 【検討例】

- ( ) 県が専門的なサービス、市町が一般的なサービスを提供
- ( ) 県が複数市町、市町は単独市町域を担当
- ( ) 県が企業・団体を対象、市町が住民を対象に実施
- ( )県と市町の双方がともに同じ役割を担う 等

## 県と市町の役割分担の見直しイメージ

現状(現行法・実態)

の役割分担 県の事務 県で一本化 県の事務 県 市町 市町への事務権限移譲 (市町の協力) <特例条例、法定移譲等> (市町の協力が曖昧) 県の事務 市町との連携強化 (市町の協力) <市町の協力明確化> `▲(明確化) 市町の事務 市町で一本化 市町の事務 市町の事務 県との連携強化 (県の補完・支援) (県の補完・支援) <県の補完支援明確化> (補完・支援が曖昧) (明確化) 市町 県 市町から県への 事務権限移譲(法改正等) 県の事務 県で一本化 <市町の協力> または 県で一本化 〈市町の協力の明確化〉 県の事務 市町の事務 市町で一本化 市町の事務 または 市町で一本化 県の補完支援〉 〈県の補完支援の明確化〉 県と市町で明確な 県の事務 役割分担のもとで実施 市町の事務

見直し後の役割分担

### 【参考】三重県の県と市町の役割分担に関する考え方

#### 三重県地方分権推進方針 (平成16年3月)

県は「補完性の原理」に照らし、全県的に対応すべき広域的役割を中心的に担う とともに、市町村に対する連絡調整的役割については、市町村の自主性・自立性を 最大限尊重したものとし、補完的役割については、市町村の規模・能力等に応じて 必要最小限度に留めます。

#### 「みえ経営改善プラン」県が担うべき領域の判断基準(平成18年5月)

行政が担う領域のなかで、県と市町の役割分担については、補完性の原理に照らし、まず近接性、応答性により、必要に応じて広域性、専門性により、市町と十分協議しながら判断し、県が担う領域は次の ~ のいずれかに該当する場合になります。

- : 個別の法律等で県の責務とされている事務事業
- : 広域にわたる事務事業
- : 近接性、応答性などの判断から市町が担うべき分野であっても、先導的・過渡的な事務事業に対する支援事業、専門性、効率性の点から県が行うことが望ましい事務事業。

県民しあわせプラン 第二次戦略計画(平成19年7月)

(地域政策の考え方 県土づくりと地域づくり)

県土づくり: 県域全域を対象とした地域政策・・・・・県が行政の主な担い手

地域づくり: 県域よりも小さいエリアを対象とした地域政策

・・・・・市町が行政の主な担い手

#### (地域づくりの支援と補完)

市町には、地域経営の総合的な主体として、個性的で活力と魅力ある地域づくりを進めることが期待されます。

県は、法律等に規定された事業を行う主体として「地域づくり」に参画するとともに、・・・市町の自発的な「地域づくり」の取組を支援、補完し、県の役割を果たしていきます。・・・条件不利地域にある市町に対しては、自立に向けた支援や市町の役割の補完などを行い、県の役割を果たしていきます。

#### (「文化力」と「新しい時代の公」に基づく計画の推進)

地域における政策展開の場面を考えると、最大のパートナーである市町の理解を得たうえで、市町とともに取組を進めることが大切です。・・「県と市町の新しい関係づくり協議会」等・・において、市町と県の職員同士が情報や認識を共有し、連携を強化します。

### (施策体系)

「施策を実現するために考慮すべき事項」欄に「県が他の主体に期待すること」の項目を設け、多くの施策に市町に期待することを明記。

基本事業の取組内容に、市町との連携・市町への支援が多くあげられている。

## 3 県と市町の役割分担のあり方調査とその結果

#### (1)調査の目的

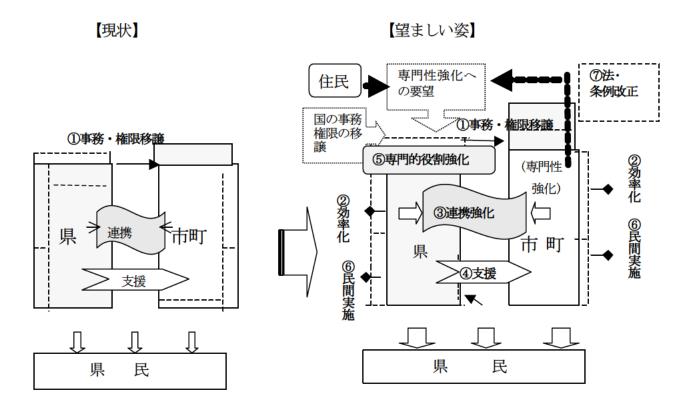
県と市町を通じた行政サービスの質的向上と効率化を図るため、現状における県と市町の役割分担状況、及び望ましい姿等、役割分担のあり方を検討する基礎資料となる調査を行いました。

#### (2)調査方法

- ○三重県総合計画「県民しあわせプラン」の基本事業をもとに全ての事務分野 (230)ごとに、29市町担当課、県各部局担当室を対象に実施。
- ○調査期間 平成18年7月5日~9月26日

#### (3)調査に際して示した

「県と市町の役割分担のあり方の全体イメージ図」



県と市町を通じた住民サービスの質的向上、効率性の向上

## (4)調査内容

事務分野ごとの県と市町の役割分担の見直しの必要性役割分担の見直しが必要な事業・事務と課題役割分担の望ましい姿(主体・手法・内容・時期)

\*\*\* P11 2の調査表参照 \*\*\*

#### ◎県と市町の役割分担のあり方 調査票(事務分野) 【記入要領】

		照会時、		d		π	ш	π,	v	vi		7.III		VIII	TV	v
	а	b	С	-	I     II     II     IV     V     VI     VI       事務分野全 (などついて)     役割分担の見直し必要な で割分担の見直し必要な で割分担の見直し必要な     役割分担の望ましい姿		姿	VIII.	IX	х						
	事務分野	事業項目	実施主体	役割分担の現状 (含、法的根拠)	体について の重複・重	見直しの必要性	事業・事		役割分担の課題		類	型			役割分担の 見直し時期	所属·担当名等
					層の判断	2212	名称	重複重層の 判断		主体	<b>\$</b>	手 法	ŧ	,, -		
番号	県の政策・事 業体系による 「基本事業」	(県) 00000 00000	実施	(県 000部) ・0000000000 ・000000000000000000000	<択一>	① <b>有</b> <択一> ①有 ②無	○○○○ ○○○○○ ○○に関する 事業	②「 <b>**</b> で **	<ul><li>○○○○○○○○</li><li>○であるが、県と市町の役割分担が不明確である。</li></ul>	③ <b>重層的実</b> <択一> ①県実施 ②市町実施 ③重層的実施	※⑥その他 の場合 ( )	b役割分担明確化 <択一> a実施主体一本化 b役割分担明確化 c連携強化	※hその他 の場合 ( )	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	〈択一〉	県・市・町名
	※市町で実施している同類の事務分野	(市町) 00000 00000		-0000000000	複」 ②概ね「重 複」 ③「重複」・ 「重子が 半分位 ④概ね「重			複」 ②「重複」・ 「重層」が 混在 ③全で「重 層」 ④県実施		④市町の広域行政 組織の実施 ⑤民間実施 ⑥その他		d支援強化 e専門性強化 f事務・権限移譲 g法・条例改正 hその他		●選択肢のなかから、 でください。複数の要 旨、内容欄に記載くた	素がある場	
		※主な事業、県 の事務事業のま とまり	(内、県から一部市 町へ事務・ 権限移譲)	概成	⑤全て「重 層 ⑥県実施 現行の都道 ね10年後 、産業等の	後の県と市	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	/うる人口標	であるが、補完性の原理から考えて、市町の 役割を大きくすべきである。 ち		<ul><li>※⑥その他の場合</li><li>( )</li></ul>	a 実	%hその他 の場合 ( )	事務の実施を○○○ ○○○○○に変えることによって、○○○○ ○○が、より有効に機能する。	③10 年後 〈択一〉 ①2年後 ②5年後 ③1八年後	氏名 電話番号
	し、 〇 業	てください。 「重複」役割が <sup>フ</sup> 実施している。	下明瞭なま	<b>・ハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハ</b>	とで、 と貴市町の 点か有」を 要な事業・	)役割分担/ ください。 選択した場 事務を記述 選択した場	は、どうあるべ 場合は、Ⅲ欄に 述してさい。( 場合は、以下Ⅲ	(きかという) (人見直しな (複数可)	●Ⅲの事業・事 ける役割分割 題・問題点を記 下さい。	務にお課   の広域行   実施   世間の   間でその	! 事業・事務に E体」、Ⅷ欄∉ O内容を記述	d支援強 e専門性 k化 おいて、概ね10 ラ「手法」のそれる し、IX欄で見直し	ぞれについ、時期を選択	割分担の望ましい姿に て選択肢からを一つを で選択して下さい。	ついて、VI 選択し、VII	メールアドレス
•		し直しの視点 正の有無について	は、下記の	地方自治法関  の視点を参考にしてください	:		スの質的向上と効は	率化 によ	みえ経営改善プラン」の推進 一政が担う領域の中で、県 り、必要に応じて広域性、 れかに該当する場合にな	(三 と市町の役割分担につ 、専門性により、市町	重県 平成18年	<b>E5月</b> ) の原理」に照 らし、	まず、近接性、 う領域は次の(	①~③σ∥ 住民ができること を原則とし、次いて	き住民にもっとも	的に執行するこ。 身近な市町村だ は、県がこれを持

〇地方公共団体の事務

・地域における事務と法 令または政令により処理 することとされている事

務を処理する。 (法第2条第2項要旨)

○基礎自治体の優先

・市町村は、都道府県が処理 す る事務を除き、一般的に地域に おける事務と法令に基づく事 務を処理する。

(法第2条第3項要旨)

広域事務 ・連絡調整事務 (法第2条第5項要旨)

・理格調整事務 ・規模、性質において市町村が行 ・うことが適当でない事務 り、相互に競合しないようにしなけ

| の自治法による県が担う事務 ! 費で最大の効果をあげるようにし なければならない (法第2条14項)

> ればならない。 (法第2条第6項要旨)

①個別の法律等で県の責務とされている事務事業

②広域にわたる事務事業

るのでは、いている。 第25年 第25年

近接性:住民にとって身近な取組は、身近な自治体が行う。 応答性:住民へのサービスの提供は、迅速かつ的確に行うことができる 自治体 が行う。

広域性:取組の対象となるもの(者、物)及びその取組の効果に相応し い行政区分の自治体が行う。 専門性:専門性・技術性等を考え、効率的に処理できる自治体が行う。

い、県も執行できない事務について、初めて国が担

(三重県地方分権推進方針 平成15年3月)

\*使用例:今後の我が国における行政は、国と 地方の役割分担にかかる「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれ まで以上に実現していくことが必要である。 (第27次地方制度調査会答申(抜粋) 平成15年11月13日)

### (5)調査結果

## 事業分野ごとの意見の概要

事務分野のおおきな括りでは、住民生活と密接な関係にある、防災・安全・健康・福祉・地域づくり・まちづくり・社会基盤などの意見が多くなっています。さらに事務を細分すると、住民啓発、住民相談、地域づくり、健康づくり、防災力強化、ハードのまちづくり、社会資本維持管理などの分野の意見が多くなっています。

県の政策の柱	県の政策の柱の構成要素	事務分 野数	意見数
一人ひとりの思いを支える 社会環境の創造と人づくり	人権・人づくり・文化	3 0	8 8
安心を支える雇用・就業環境でくりと元気な産業づくり	雇用・農林水産業・産業振興	3 8	5 3
安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造	防災・安全   健康・福祉	6 9	1 4 3
持続可能な循環型社会の創 造	環境・資源	3 4	6 2
人と地域の絆づくりと魅力 あふれるふるさと創造	参画・地域づくり まちづくり	5 9	150
計			4 9 6

事業分野	主な事業	県担当部局	意見数
住民啓発	人権啓発 (3) 同和問題啓発 (2) 男女共同参画啓発 (6) 青少年育成啓発 (2) 交通安全啓発 (2) 消費者啓発 (2) 多文化共生関連啓発 (9)	生活部	26
地域づくり・ NPO支援	生活創造圏全般 (8) NPO との協働 (8) NPO活動の支援 (3)	政策部 生活部	19
住民相談	人権相談 (2)、女性相談 (5) 青少年育成相談 (1) 交通安全相談 (3) 消費者相談 (4) 多文化共生関連相談 (2)	生活部	17

	行政情報の提供(1)		
17活用・	情報システム共同化 (6)	T.655 ÷0	47
環境整備	IT相談 研修 (5)	政策部	17
	情報通信環境づくり(5)		
	住民参画のまちづくり(5)		
	景観づくり(2)		
ハードの	屋外広告物 (2)		4.4
まちづくり	建築基準法事務 (2)	県土整備部 	14
	建築許可 (1)		
	用途地区指定 (2)		
	河川維持管理 (2)		
カスタナ	海岸維持管理 (3)	県土整備部	
社会資本	道路維持管理(2)		13
維持管理 	道路台帳整備 (3)	農水商工部	
	漁港整備管理 (3)		
	健康づく3活動 (1)		
	食生活改善(3)		
健康づくり	こころの健康づくり(4)	健康福祉部	12
	歯とこの健康づくり(3)		
	健診 相談 (1)		
	児童相談 支援 (4)		
福祉相談支援	障害者相談·支援(8)	健康福祉部	12
	廃棄物処理・リサイクル(4)		
   資源循環	廃棄物不法投棄 (6)	環境森林部	11
	資源循環 (1)		
	防災全般、防災啓発 (2)	Π÷<<< <del>/</del>	
防災力強化	自主防災組織の活性化 (3)	防災危機	9
	防災リーダーの養成 (2) 等	管理部	
<b>生、主力、</b> 图	生活交通路線維持 (4)	エトペケカロ	0
生活交通 	自主運行バス維持 (4)	政策部	8
	自主防犯 (1)		
安全安心	防犯協会 (1)	生活部・	_
まちづくり	地域防犯 (2)	警察本部	7
	防犯施設 (3)		
統計業務	各種統計調查事務 (6)	政策部	6
福祉医療費給付	福祉医療費助成 (6)	健康福祉部	6

観光	観光商品づくり(2) 観光空間整備 (1) 観光情報発信 (3)	農水商工部	6
公営住宅	公営住宅の供給、整備、管理 (6)	県土整備部	6
母子保健	相談事業 (3) 未熟児対策 (2)	健康福祉部	5
医療保険制度	保険税の通知、徴収等 (4) 老人保健事業 (1)	健康福祉部	5
環境啓発	地球温暖化問題啓発 (4) 新エネルギー導入啓発 (1)	環境森林部	5

#### 役割分担見直しの主体と手法に関する分析結果

県の役割強化をもとめる意見が市町の役割強化を求める意見より多くなっています。これは、回答者が、県1に対し、市町29であることが原因と考えられますが、市町からは県の役割強化を求める意見が多く(170件、市町意見の43%)、県からは市町の役割分担を求める意見が多く(45件、県意見の42%)なっています。。また、連携強化や役割分担の明確化を求める意見も多数に上っており、役割分担について、多くの課題があることを示しています。

( ) = 内、県意見数

主体	手 法	意見件数	
Α	A 1 市町への事務・権限移譲	3 1件(2 3)	
市町の	A 2 重複・重層する事務の市町・市町の	29件(12)	<i>1</i> /+
役割強化	広域行政組織への実施主体一本化	(56	
	A 3 市町の専門性強化	8件(5)	'
	A 4 市町の役割を強化する役割分担	3 3件(16)	
В	B 1 重複・重層する事務の県へ実施主体	107件	
県の	一本化	(5)	件
役割強化	B 2 県の支援強化	4 2件(1) (8)	
	B 3 県の専門性強化	9件(1)	'
	B 4 県の役割を強化する役割分担	2 0件(1)	
C 県と市	町の連携の強化	114件(23	)
D 県と市	町の役割分担	76件(18	)
E 民間の	役割強化	19件 (0	)
F 法・条	例改正	8件 (2	)
	計	496件(107	7)

<sup>\*</sup>重複=役割分担が不明確なまま県と市町が事務を実施している。 重層=明確な役割分担にもとづき、事務を分担している。

<sup>\*</sup> 見直し意見の選択肢と記述内容から分類。

#### 事務分野の明確化に関する調査結果

事務分野(県の基本事業単位に相当)ごとの役割分担の明確性については、県・市町と もに、約85%が役割分担は明確であるとし、「役割分担の不明確なもの」、「不明確なもの と明確なものが混在している」を合わせると約14%となっています。

このことから、県と市町がともに基本的には法令や行政計画、県と市町の協定等で、役割分担は明確であるが、細部について不明確であるため、事務が重複していることもあると、受け止められていると考えられます。

## ( ) 事務分野(230分野)ごとの県と市町の役割分担の明確性についての評価

	全体	県	市町	( )を除く
				全体割合
すべて役割分担が明確である	28%	2 4 %	29%	3 3 %
概ね役割分担が明確である	4 4 %	4 4 %	4 4 %	5 2 %
役割分担が明確なものと不明確なものが半々	7 %	7 %	7 %	8 %
である				
概ね役割分担が不明確である	4 %	5 %	4 %	5 %
すべて役割分担が不明確である	1 %	0 %	1 %	1 %
(役割分担は明確であり)県がすべて実施し	15%	20%	15%	
ている。( )				

#### ( )事務分野ごとの県と市町の役割分担の見直しの必要性

事務分野ごとの役割分担は、県の3割以上が見直しに必要があるとし、市町は5%が見直しの必要性があるとしています。市は8%であるの対し、町が3%となっていることから、この調査上では、町は現行の役割分担を維持していくことを望む傾向があると考えられます。

	回答数	有	無
全体	5,944件(100%)	384件 (6%)	5,560件(94%)
県	2 3 0件(100%)	7 4件 (3 2%)	156件( <b>68</b> %)
市町	5 , 7 1 4件(100%)	3 1 0件 ( <b>5</b> %)	5 , 4 0 4件
			(95%)
市	2,786件(100%)	220件 (8%)	2,566件(92%)
町	2,928件(100%)	90件 (3%)	2,838件(97%)

#### ( ) 見直し意見での役割分担の望ましい主体

役割分担の望ましい主体に関して、県・市町とも重層実施が望ましい分野が5割近くに達しています。また、県は約4割の分野で市町の実施が望ましいと考え、市町も約4割の分野で県が実施するのを望ましいとしています。

回答	回答数	県実施	市町実	重層実	広 域 組	民間実	その他
者			施	施	織	施	
全体	473件	30%	1 4 %	43%	3 %	4 %	6 %
県	88件	6 %	4 0 %	45%	1 %	0 %	8 %
市町	385件	3 5 %	9 %	43%	3 %	4 %	6 %
市	289件	3 2 %	9 %	45%	3 %	4 %	7 %
町	96件	4 5 %	6 %	36%	6 %	6 %	1 %

#### ( ) 見直し意見での望ましい姿の主体と手法の関係

県を実施主体とする場合、実施主体の一本化が65%をしめ、市町を実施主体とする場合は、実施主体の一本化が35%、事務権限移譲が25%となっています。また、県と市町の重層的実施とする場合は、連携強化が42%、役割分担明確化が36%、民間実施の場合は専門性強化が29%となっています。

主体	全体	県実施	市町実施	重層実施	広域組 織	民間実施	その他
手法							
回答数	471	1 3 9	6 8	2 0 4	1 4	1 7	2 9
(件)							
実施主体	28%	6 5 %	3 1 %	3 %	4 3 %	1 2 %	3 1 %
一体化							
役割分担	2 2 %	7 %	2 1 %	3 6 %	1 4 %	1 2 %	2 %
明確化							
連携強化	2 2 %	10%	2 %	4 2 %	7 %	0 %	4 %
支援強化	1 2 %	1 2 %	1 2 %	1 1 %	3 6 %	2 9 %	0 %
専門性強 化	5 %	5 %	6 %	3 %	1 %	2 9 %	3 %
事務権限	5 %	1 %	2 5 %	1 %	0 %	0 %	7 %
移譲							
法・条例	2 %	1 %	0 %	1 %	0 %	6 %	7 %
改正						_	
その他	4 %	3 %	4 %	3 %	0 %	1 2 %	1 7 %
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

広域行政組織=市町による広域行政組織を意味します。

#### ( )見直し意見での望ましい見直し時期

県の見直し意見は、10年後21%、5年後32%であり平均年数が4.7年後となっているのに対し、市町の意見は2年後が80%以上であり、平均年数は2.6年後となっています。

これは、市町の意見の多くが事務事業の具体的な進め方について、県での実施主体一本化、連携強化等を早急に見直しを求める内容が多いのに対し、県の意見の約40%が県が役割を担っている事務を、中長期的に市町の役割に見直していくものであるためと考えられます。

回答者	2年後	5 年後	10年後	平均年
				数
全体	7 4 %	20%	6 %	3.0年後
県	4 7 %	3 2 %	2 1 %	4.7年後
市町	8 1 %	17%	2 %	2 . 6年後
市	80%	19%	1 %	2 . 7年後
町	86%	1 2 %	2 %	2 . 5年後

## 4 役割分担検討部会における検討方法

役割分担検討部会では、調査による意見をもとに、 分科会と、 ワーキング・グループの2つの方法で検討を行いました。

(1)検討における留意点、(2)分科会とワーキング・グループの位置付け、についての基本的な考え方は次のとおりです。

#### (1)検討における留意点

住民に最も身近で総合的な行政主体である市町の自主性・自立性を尊重すること。 県の補完的役割は市町の規模・能力に応じて果たしていくこと。 県と市町が重層的に役割を担い、連携することも重要な視点であること。 現時点の見直しが困難でも、将来解決すべき課題は検討すること。 調査回答が市町や県の事務事業の今後の進め方を拘束するものではないこと。

検討部会では、以下の観点から、検討の要否を協議し、検討部会(含.ワーキング・ グループ)で検討する必要のあるものを選定しました。

#### 【観点】検討部会で精査し、重要性、緊急性のあるもの

- ( )見直し意見の多いもの(多数)
- ( ) 県と市町の意見が違うもの(相違)
- ( ) 市町の意見が多様なもの(多様)
- ( ) 役割分担の明確化と適正化の視点から、検討の必要性が高いもの

#### (2) 分科会とワーキング・グループの位置付け

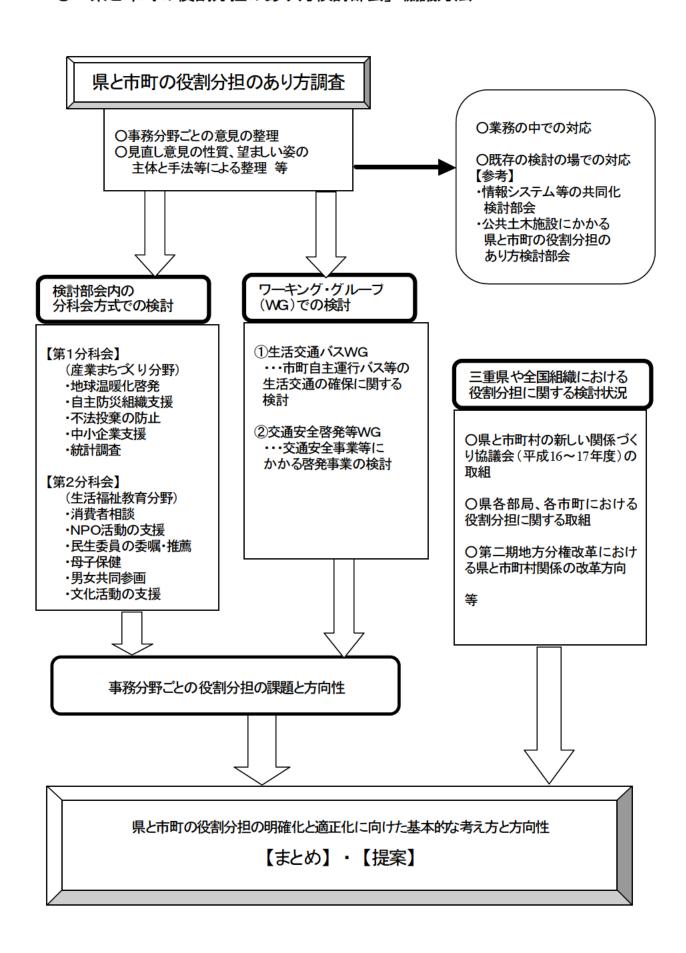
分科会は、検討部会のメンバーの一部と県・市町の事務担当職員が、事前準備の上、 実務の現状と課題、今後の方向性を2時間程度の1回の会議で検討するものです。課題 と今後の方向を明確化することによって、今後の具体的取組へ生かしていこうとするも のであり、産業まちづくり部門と生活福祉教育部門の2つの分科会で検討を行いました。

ワーキング・グループは、県の事務担当室が事務局となって、市町の担当課職員とともに、課題について数回にわたって検討し、現状認識を共有したうえで、今後の方向性をまとめるとともに、実務に生かしていこうとするものであり、交通安全啓発、生活交通バスの2つのテーマで実施しました。

## 【分科会の実施状況】

分科会	第1分科会(産業まちづくり)	第2分科会(生活福祉教育)
県関係部局	政策・防災・環境森林・農商・県 土整備・企業庁	総務・生活・健康福祉・教育・ 病院
分科会(1回)	地球温暖化啓発(環森)	消費者相談(生活)
分科会(2回)	自主防災組織の支援(防災)	NPO活動の支援(生活) 民生委員の推薦(健福)
分科会(3回)	不法投棄防止(環森)	母子保健(健福)
分科会(4回)	中小企業の支援(農商)	男女共同参画(生活)
分科会(5回)	統計調査(政策)	文化活動の支援(生活)

## ◎「県と市町の役割分担のあり方検討部会」協議方法



## 5 事務分野ごとの役割分担の課題と方向性

事務分野ごとの役割分担の課題と方向性を整理するにあたり、調査において三重県総合計画県民しあわせプラン第一次戦略計画の政策をもとに5つの柱で行いましたが、「3:生活環境の創造」、「5:ふるさと創造」の柱についての調査で多くの意見があったため、次の7つの政策分野に整理し、各分野で役割分担の見直し意見の多い事務を抽出し、見直し意見の傾向を明らかにしました。また、分科会、ワーキンググループにおける検討、既存の資料等をもとに、役割分担の課題と方向性をまとめました。

## 【5つの政策の柱】 【7つの政策分野】 1 一人ひとりの思いを支える 社会環境の人づくり (1)人権・教育・文化 2 安心を支える雇用・就業環境づくりと 元気な産業づくり (2)産業・雇用 3 安全なくらしの確保と安心できる 生活環境の創造 (3)防災・安全 (4)健康・福祉 4 持続可能な循環型社会の創造 (5)環境・資源 5 人と地域の絆づくりと魅力あふれる ふるさと創造 (6)参画・地域づくり (7) まちづくり

## (1)人権・教育・文化 分野

#### 役割分担のあり方調査結果

この分野では、男女共同参画や人権関係に関しての啓発・相談等について多くの意見が挙げられました。

県と市町が重層的に事務を行っているなかで、連携強化や役割分担の明確化を求める 意見が多くなっていますが、市町が自ら役割強化すべきという意見もある一方、県に実 施して欲しい、支援してほしい、という意見も相当数にのぼっています。

数字は市町の意見数。(数字)は、県の意見数。

事務		人権啓	同和問題の	男女共同参	性別に基	文化活動		
			発の推	解決に向け	画社会意識	づく暴力	への支援	計
見直し	見直しの方向			た取組	普及教育	への取組		
市町	市町事務権限移譲							
の	実施主体一本	化						4
役 割	専門性強化							
強化	市町の役割強	鈋			3	1		
県の	実施主体一本	化	2		1	2		
役 割	支援強化					1		8 (1)
強化	強化 専門性強化				(1)	1		
	県の役割強化	,				1		
県と市	県と市町の連携強化			3 (1)	1			6(4)
県と市	町の役割分担明	確化	1(1)	2	2		2 (1)	7(2)
民間の	民間の役割強化							
法・条例改正								
計			5(4)	5 (1)	7 (1)	6	2 (1)	25(7)
見直し平均年数市町		3 . 2	2	2.4	2.5	2	2.5	
県		4.3	5	2		2	3 . 7	

#### 具体的事例検討

分科会では、全体的に重複部分が多く、市町の役割強化の意見が多くあった「男女共同参画」と、比較的意見数が少なかったものの、県・市町の両者から役割分担の明確化の意見が挙がっていた「文化活動の支援」の事務分野について検討しました。

なお、人権関連については「三重県人権施策基本方針」(H18.3)に基き、県と市町が 連携した取組を行いつつあり、教育関連については、各種連絡会議で役割分担について 検討が進められています。

#### 検討結果

- ( ) 男女共同参画
- 【現状】市町や県が、男女共同参画の普及啓発・専門相談等で中核的な役割を果たしている男女共同参画センター(フレンテみえ)を活用しようとする場合、センターとの地理的な距離の格差が生じてしまうことや、市町の規模や財政的な要因等による取組の差が見受けられ、積極的に取組を行う市町においては「フレンテみえ」と同じようなことが行われています。
- 【論点】市町は住民に一番近い自治体として身近で地域の特性に即したきめ細かい啓発を 実施し、県は市町の状況に応じた補完的な支援、先導的事業やリーダー研修等専門的 ノウハウを必要とする事業を実施することが望ましいか検討がなされました。

#### 【役割分担の方向性】

(県)男女共同参画推進の方向性を明らかにし、市町との連携を密にしながら県全域の情報収集及び情報提供に取り組む。県と市町が重層的に連携して行うべき事業については、役割分担を検討する。

(市町)直接市民に接する機会が多いことから、地域の特性・課題に応じた講座、 セミナー等により、普及啓発と人材育成を実施し、地域における男女共同参画の推 進を担う。



#### 【方向性を実現するための手順】

《STEP1》

(県・市町)課題や進捗状況を把握し、情報共有するための会議を開催する。

《STEP2》

- (市町)近隣市町との連携や広域行政組織による運営も視野に入れ、課題を踏まえた取組を推進していく。
- (県) 取組の弱い地域について、県が積極的に支援を行う必要があるが、「フレンテみえ」の自主事業の中でも市町への対応を進めてもらうようはたらきかける。

## ( ) 文化活動の支援

【現状】住民からみると、県民文化祭と市町の文化祭は重複した文化事業を行っていると 受け取られやすいが、県は広く県域にわたり質の高い文化活動の発表の機会を提供し、 市町は地域に密着したより身近な文化活動を対象に各市町で開催しています。 また、文化団体の助成は県と助成制度を持つ市町が重層的に実施しています。

【論点】文化団体への県と市町の助成制度のあり方や、県民文化祭と各市町の文化祭の位置づけについての検討がなされました。

#### 【役割分担の方向性】

#### 〔文化団体の助成〕

(県・市町)各自治体による助成制度等の文化活動支援実施状況についての情報を 県と市町が共有する。

#### 〔文化祭〕

(市町)地域に密着したより身近な文化活動を対象とした、文化祭等の催しの開催を行う。

(県)広く県域にわたり、質の高い文化活動の発表の機会を提供する。



#### 【方向性を実現するための手順】

#### 《STEP1》

(県)各市町による文化祭・助成制度の実施状況を把握する。

#### 《STEP2》

(県・市町)文化団体への助成金・助成制度の情報を県と市町が共有する。

#### 《STEP3》

(県・市町)助成制度については、情報の共有を進め、相互に把握することを通じて、 重層的な役割分担を明確にし、より効果的・効率的な支援について検討する。 文化祭については、県と市町の役割分担を住民に対して明確に示していく。

## (2) 産業・雇用 分野

#### 役割分担のあり方調査結果

この分野では、県が行っている事務が多いため、意見は少数となっていますが、市町からは、県の役割強化、県と市町の連携強化についての意見が多いのに対し、県からは、市町の役割強化の意見が挙げられています。

県、市町ともに連携強化の必要性の意見が多く、今後、更なる連携強化の方法が課題であると考えられます。

### 数字は市町の意見数。(数字)は、県の意見数。

事務		農業生	水産生	ベンチャ	経営基	経営支	観光情報		
		産基盤	産基盤	一的活動	盤の強	援機能	発信と誘	計	
見直し	見直しの方向		の整備	の整備	の支援	化	の強化	客活動	
市町	事務権限移譲		2	(1)					
の	実施主体一本	化							2(2)
役 割	専門性強化		(1)						
強化	市町の役割強	化							
県の	実施主体一本	化		(1)		2			
役 割	支援強化				1			1	4 ( 1 )
強化	専門性強化								
	県の役割強化								
県と市	県と市町の連携強化				(1)	1	1(1)	1(1)	3 (3)
県と市	県と市町の役割分担明確化			1	1		1		3
民間の	民間の役割強化				1				1
法・条例改正									
計			2 (1)	1 (2)	3 (1)	3	2 (1)	2 (1)	13(6)
見直し	見直し平均年数市町		2	5	4	3	2	2	3
県		1 0	5	2	-	5	2	4 . 8	

#### 具体的事例検討

農業、水産業、雇用部門に比べて、商工部門において、県と市町の連携強化、役割分担明確化についての意見が比較的多く挙げられていることを踏まえて、分科会では、「経営基盤の強化」、「経営支援機能の強化」の事務分野をまとめて「中小企業の支援」について、県と市町の役割分担について検討しました。

#### 検討結果

#### ( )中小企業の支援

【現状】「中小企業基本法」をはじめとした中小企業関連法や、県の「中小企業支援計画」 等では、県と市町の役割分担は、制度としては明確になっていません。

県域レベルでは、県とともに(財)三重県産業支援センター、市町域レベルでは商工会等の各種中小企業支援機関が、各種支援策を展開しており、一部の市町によっては、地域の特性に応じた施策を展開しているところもみられます。

【論点】県と県域レベルの支援機関による広域的・専門的な支援や、市町への補完はどうあるべきか、市町によって地域に密着した支援事業が展開できるよう、市町域内の支援機関に対する指導権限と移譲等についての検討がなされました。

#### 【役割分担の方向性】

(県)(財)三重県産業支援センターをはじめ、県域レベルの支援機関と連携し、広域的・専門的な課題に対応するとともに、市町の支援策の補完を行う。

(市町)県及び商工会等の中小企業支援機関との連携のもと、地域に密着したワンストップサービスの解決を目指すとともに、地域に特性のある施策を展開する。

(県・市町等)県、市町、及び各種中小企業支援機関が緊密に連携し、中小企業施 策等をデータベース化し、情報共有することによって、各機関でのワンストップ化 をより円滑に進める。



#### 【方向性実現のための手順】

#### 《STEP1》

(県、又は(財)三重県産業支援センター)県、市町、商工会等の各種中小企業支援機関 の施策のデータベース等を設け、共有した情報を提供できる仕組を構築する。

このことによって、各機関でのワンストップサービス化、他機関による適切な支援 メニューの紹介等の中小企業支援策が向上する。

#### 《STEP2》

(県、又は(財)三重県産業支援センター)県、市町、商工会等の各種中小企業支援機関が、定期的に意見交換を行う場を設ける。

その場を通じて、県、市町等での各種連携策、役割分担案の合意形成により、より 効果的な中小企業支援の実施に繋げる。

## (3) 防災・安全 分野

#### 役割分担のあり方調査結果

この分野では、交通安全啓発、防災、消費者相談等について多くの意見が挙がりました。

基本的に、県と市町の役割分担が明確化されている割合が高いため、市町の意見の中でも、市町の役割を強化すべきという意見と、県の役割を強化すべき意見等が、多様に挙げられています。

そのため、市町の規模、特性等に応じて、県と市町の役割分担を検討していくことが必要であると考えられます。

数字は市町の意見数。(数字)は、県の意見数。

事務			防災体	県民防災	国民保護	交通安全意	安全安心	(消費)相	
		制の整	力の活性	体制の整	識の高揚啓	まちづく	談苦情の	計	
   見直しの方向		備	化	備	発教育	り総合対			
,02	70 <u>0</u> 0 • 7/1 -1		1115	,,5	116	203213	策	, , ,	
市町の	事務権限移詞	穣				1			
役割強	実施主体一名	本化		2		4		1	1 1
化	専門性強化							1	
	市町の役割	蛍化		1			1		
県の	実施主体一名	本化		2	1	3		2	
役割強	役割強 支援強化			1			1		1 3
化	専門性強化								
	県の役割強の	Ł	1				2		
県と市町	県と市町の連携強化		1	2	1	2 (1)		2	8 (1)
県と市町	県と市町の役割分担明確化		1	(1)	3	(2)	2	1	7 (3)
民間の役割強化		1			1			2	
法・条例改正									
計		4	8 (1)	5	11(3)	6	7	41 ( 4 )	
見直し引	見直し平均年数市町		2.8	2	2	2	2	3 . 6	2.4
県			1 0		2	2		3.6	

#### 具体的事例検討

多くの意見が挙げられた交通安全部門に関しては、「交通安全の啓発」についてのワーキング・グループを設置して「交通安全の啓発」について検討しました。

また、分科会においては、重複部分があり、県の役割強化と市町の役割強化の両方の 見直し意見が比較的多くありました、県民防災力の活性化「自主防災組織の支援」、消費相談苦情の充実「消費者相談」について検討しました。

#### 検討結果

- ( ) 自主防災組織の支援
- 【現状】制度的には「災害対策基本法」で、自発的な防災組織の充実が市町の役割とされ、 県は市町の防災事務を支援し、市町と相互に協力すべきこととされています。 具体的には、市町は自主防災組織の組織化、組織間のネットワーク化に取り組んで おり、自主防災組織の啓発、研修については、県と市町がともに実施しています。
- 【論点】住民生活に密着した取組のため、自主防災組織の組織率、訓練等実施率の向上の ための研修、訓練等の日常的な支援に対する、市町の主体的な実施や、県による専門 性強化のため人材育成等の側面的な支援についての検討がなされました。

#### 【役割分担の方向性】

(市町)研修、訓練、啓発、資機材の確保等、自主防災組織の活性化支援は、基本的に市町が行う。

(県) 広域的なネットワーク化、情報提供、高度な専門性を有する研修等により、側面的な支援を行う。



#### 【方向性実現のための手順】

#### 《STEP1》

- (市町)自ら防災リーダーを養成するとともに、県が養成した「防災コーディネーター」 等を活用して、自主防災組織の活性化を主体的に支援していく。
- (県)広域的な情報提供、ネットワーク化や、研修等での専門性の向上等において、市 町を側面から支援してく。

#### 《STEP2》

(県)自主防災組織の活性化の状況、市町の活性化支援の内容において、地域的な格差が著しく広がる場合には、市町の主体的な取組に留意しながら、県が必要な支援の対策を講じていく。

#### ( )消費者相談

- 【現状】制度的には平成16年の「消費者基本法」改正によって、県とともに市町も消費者相談の窓口を担うことになりました。また、市町村合併による行政体制の整備により、市町での対応を充実させる環境が整いつつあるところも存在しています。
  - 一方、消費者トラブルが多様化・巧妙化しており、相談に専門性がより求められるようになってきていますが、多くの市町は職員が他の業務と兼務で行っており、いかに専門性の高い相談に対応するかが課題です。

【論点】消費者にとってレスポンスタイムの短縮化や、総合的に解決できる身近な市町による相談対応、更には住民サービス向上のための、相談窓口の対応時間の延長等についての検討がなされました。

#### 【役割分担の方向性】

(市町)ある程度の専門性を有する相談窓口を設け、消費者相談に対応することにより、レスポンスタイムの短縮化やワンストップサービス化を図る。

(市町)単独市町で設置困難な場合は、近隣市町との広域での共同により、事務委託、 広域行政組織等で対応する。

(市町)住民サービス向上のため、相談窓口の対応時間延長等を検討する。

- (県)県センターの相談員の専門性の向上を図っていくともに、市町の相談員の専門性の向上のための研修等により、市町の消費生活センターの設置や相談窓口の充実等において、十分な支援を行う。
- (県)引き続き県センターで 1 次的な相談案件を対応するとともに、高度の専門性、 広域の見地への配慮を必要とする相談案件に対応する。
- (県)広域的な案件に対し、県と市町の情報共有を図るとともに、、マニュアル等で傾向と対策を市町に対して情報提供する等の支援を行う。



#### 【方向性実現のための手順】

#### 《STEP1》

(市町)消費者相談窓口を強化する。

(県)研修等により、市町の消費者相談窓口の充実を支援する。

#### 《STEP2》

(市町)全ての市町(単独または広域)での専門的な消費者相談窓口を設置する。

(県)市町の専門的な相談窓口の設置、市町センターの設置の支援を行う。

#### 《STEP3》

(市町)消費者相談窓口の対応時間の延長等により、住民サービスの向上を目指す。

(県)市町との連携連携強化のため、相談案件の情報共有、情報分析を促し、より専門性を強化し、情報発信機能を高めていく。

#### 交通安全啓発ワーキング・グループ

この事例においては、ワーキング・グループにおいて4回の検討がなされ、別表のとおりの検討結果がまとめられました。

#### 《 検討結果の概要 》

#### 【現状】

交通安全対策基本法に、県と市町の責務・施策が規定されています。

(交通安全計画 県・市町の義務 同実施計画 県義務・市町任意等)

四季の交通安全運動など、県はマスコミやイベントによる広域的な啓発を実施。市町は、住民向けの活動を実施しており、死亡事故多発市町では、特に積極的に事業が展開されています。

#### 【役割分担のあり方】

- (県) テレビ・新聞等の広報。法令、条例、交通安全関係データ等の情報収集。 企業団体等への啓発。緊急課題や高齢運転者研修等。
- (市町) 交通安全計画の策定(義務) 交通安全対策会議設置(任意) 交通安全条例制定(任意) 地域住民・地域団体への働きかけ。
- (県と市町)各団体の取組の情報共有。各地域での意見交換の場の設定。 交通死者数の全県域での発信。行政職員の意識向上。

#### 【今後の取組】

(市町) 計画・条例等の法的環境整備。

(県と市町)情報共有、情報発信、連携強化。地域住民を交えた関係団体との連携による適切な事業実施。

#### 【まとめ】

人的・財政的制約のなか、県・市町・関係団体等が特性を生かし、相互に連携しながら、一体となって啓発事業を行うことが重要であります。

#### (別表)ワーキング・グループの検討結果

## 現状・法令上 の役割

交通安全対策基本法において、県と市町はともに交通安全の施策を講じる責務があ る。

県と市町の義務:交通安全計画の作成・実施の推進

県は義務、市町は任意:交通安全対策会議の設置、交通安全実施計画の作成 また、第8次三重県交通安全計画では、「交通安全教育・普及啓発活動については、 県・市町、警察、学校、関係民間団体、地域社会及び家庭がそれぞれの特性を生かし、 互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進される」ことを求めている。

なお、県内の多くの市町は交通安全にかかる条例を制定しているが、具体的な施策を まとめた交通安全実施計画はほとんど整備されていない。

## 県と市町の事 業内容

#### (県と市町の双方が実施)

法に基づく四季の交通安全運動等の啓発事業(チラシ、ポスター、懸垂幕、のぼり旗、 啓発物品、広報車、広報誌、ケーブルテレビの活用、交通フェスタの開催等)また、交 通事故の多発市町については集中的に投資するなど、市町でも積極的に取り組んでい

(県事業)テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディアを通じて広域的に県民へ周知する他、 高齢者、母親、飲酒対策等個別目的でも県民への周知を実施。

(市町事業)対象者別の教育を兼ねた啓発事業を実施する等、主体的な事業も多い。

## 役割分担の基 本的考え方

交通安全啓発は、交通安全対策基本法に基づき、国及び地方公共団体が一体となって 反復継続して取り組んでいく事業であり、県と市町の役割を明確に分けて取り組むこと は困難である。

しかし、情報共有を図り、連携を密にしながら効率性をあげる必要があるため、( 1 ) <u>県が取り組むこと、(2)市町が</u>取り組むこと、(3)県と市町がともに取り組むこと、 (4) 県と市町の連携 の4点について基本的な役割分担のあり方を検討した。

## のため県と市 町が取り組む

## べきこと

#### 交通安全啓発 | (1) 県が取り組むこと

- (広域事務)県内の複数市町に及ぶ事務(例えば、交通安全啓発に係るテレビ・ラジオ・ 新聞等による広報)
- (連絡調整事務)市町及び関係機関が実施する交通安全対策に係る調整、法令・条例・ 規則・交通安全関係データ等の情報収集と発信。

#### (補完的事務)

- ・市町の規模では実施していない企業・団体等への意識啓発
- ・交通情勢に基づいた緊急課題等に対応した特化的事業等
- ・市町の取組が十分でない部分(高齢運転者(60~69歳)の研修など) その他、市町に情報がない、人的制約があるなどの現実的な課題がある場合、主体 的な市町の取組に対し、情報提供、助言、支援などを行う。

#### (2)市町が取り組むこと

市町は住民に身近な基礎自治体として、地域の交通事情に照らし、交通安全計画の 策定(法25条 義務規定)交通安全対策会議の設置(法16条 任意規定)交通安 全条例の制定(任意)のほか、地域住民、地域団体へ働きかけ、住民本意の交通安全 対策(啓発)に取り組む必要がある。

また、交通事故死者抑止目標数を設定、交通事故死者数等の情報提供、注意喚起の 実施など、交通安全意識の高揚を図る取組も必要である。

#### (3) 県と市町がともに取り組むこと

県及び市町の情報共有、情報発信、行政職員の意識向上が必要である。

#### 情報共有の強化

- ・四季の交通安全運動の前に各団体の取組を情報交換を行う場の設定。
- ・各地域の交通対策協議会への県民センターの参画のあり方の明確化。
- ・各地域課題、緊急課題、県の補完的役割に関する意見交換の場の設定。情報発信
- ・交通死者数の全県的発信を行う。
- ・地域内での交通死者数の情報発信、注意喚起を行う。

#### 行政職員の意識向上

県・市町職員の交通安全意識を向上させる取組が十分ではないため、職員研修の実施、職員の街頭啓発活動など交通安全に係る取組を行う。

#### (4) 県と市町の連携

県・市町ともに、人的、財政的制約といった現実的な問題があるため、めざすべき 連携のあり方について、認識の共有、意見交換、連携の方向性の検討を行う場が必要 と考えられる。

## 今後の取組対 応

交通安全啓発事業に係る県・市町の取組は、交通安全対策基本法の規定を踏まえる必要があるが、まだ、十分に対応・整備されていない状況もあるため、今後、次のような取組を行っていく必要がある

- ・基本的に計画・条例等の策定を行い、法的環境整備を整える。
- ・法的環境整備のため、県と市町の情報共有、情報発信、連携強化を行う。
- ・法的環境整備に基づき、関係団体等の連携強化が図れるよう、組織・財政的な体制整備の強化を図る。
- ・地域住民を交えた関係団体との連携により、適切に事業を実施する。

今後、各行政機関・関係団体等が特性を活かし、相互の連携強化や相互補完を行いながら、一体となって効果的かつ効率性の高い普及啓発事業を展開し、県民の安全で安心な生活の確保を目指すこととする。

# (4) 健康・福祉 分野

## 役割分担のあり方調査結果

この分野においては、住民に最も身近な自治体である市町による業務のウェイトが高いためか、市町から意見が多く挙げられています。

特に県と市町の連携を強化すべき、県の支援を強化すべきという意見が多く挙げられており、市町に対しての県の支援内容を検討する必要があります。

数字は市町の意見数。(数字)は、県の意見数。

					,,,, i.e.,	, , ,	72//0 (7	<u> </u>	ノトマンルン	D///10
		務	ここ	母子	ユニハ゛ーサ	適正な	適正な	介護保	障がい	
			ろの	保健	ルデザイ	医療保	福祉医	険制度	者の相	
見直し	の方向		健康	対策	<b>ソのま</b>	険制度	療費の	の円滑	談支援	計
			づく	の推	ちづく	確保	確保	な推進	体制整	
			IJ	進	IJ				備	
市町	事務権限移譲	Į								
の	実施主体一本	化								1(1)
役 割	専門性強化							1		
強化	市町の役割強	化							(1)	
県の	実施主体一本化				1	1	1		1	
役 割	支援強化		1	2		1				1 3
強化	専門性強化									
	県の役割強化			1		2	2			
県と市	県と市町の連携強化		2	2	1(2)		1	1	2	9(2)
県と市	県と市町の役割分担明確化		1			1	2		2	6
民間の役割強化							1	2	3	
法・条例改正								1		1
	計		4	5	2(2)	5	6	4	7 (1)	33(3)
見直し平均年数市町		2	2	-	5	2	2	2	2.5	
		県			2					2

## 具体的事例検討

分科会では、全体的に重層・重複部分が混在し、県と市町の連携強化、及び県の支援 強化の意見が比較的多く挙がっていた「母子保健」の事務分野について市町が実施主体 である「乳幼児健康検診」と、県が実施主体である「未熟児訪問指導」に分けて検討し ました。

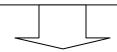
また意見数が少ないものの、現状の事務が重複して事務権限移譲の意見等が挙がっていた「民生委員の推薦」(2件)の事務分野について検討しました。

#### 検討結果

- ( )母子保健(乳幼児健康検診)
- 【現状】市町が主体となって行っていますが、開催回数は市町によって異なり、心理相談 担当者等、市町では人材確保が困難な場合があります。
- 【論点】母子保健サービスの提供主体であり、住民に身近な市町が中心となって担い、専門的・地域的に県が支援や連携を深めていく等の検討がなされました。

## 【役割分担の方向性】

- (市町)乳幼児健診の実施にあたり、医師会、県関係機関等との連携を図り、健診に 適切な人材の確保を行う。
- (県)各市町の情報把握、求めに応じた情報の提供を行うことにより、市町との連携 を強化する。
- (県)虐待や発達障がい等のより専門的な心理相談や発達検査については、県での対応も検討が必要である。



## 【方向性実現のための手順】

#### 《STEP1》

(県)市町が実施する乳幼児健康診査において、県は専門的で市町において実施の困難な心理相談等を支援する。

市町の求めに応じて、児童相談所等とも連携し、情報の提供に努める。

#### 《STEP2》

- (市町)乳幼児健診を円滑に効率よく実施するため、他市町との情報共有や専門相談の 広域実施等を視野に入れ検討を行う。
- (県)県内すべての子どもが、質の高い乳幼児健診、および相談が可能な体制をつくるべく、保健所レベルで医師や保健師以外の専門職種との研修や会議の設置を検討する等、地域性を考慮して支援していく。

## ( )母子保健(未熟児訪問指導)

【現状】県が未熟児訪問指導をしており、市町はこんにちは赤ちゃん事業や新生児訪問事業をしており、訪問が重複する場合があります。

また、県と市町や医療関係者間で未熟児について伝達する情報は担当者によってばらつきがあり、情報共有が円滑になされない場合もあります。

【論点】未熟児訪問指導を行っている県と、乳幼児健康診査を行っている市町が、ともに 母子保健サービスの提供者として、効率的に情報共有を行うこと等の検討がなされま した。

#### 【役割分担の方向性】

(県・市町)県内でこんにちは赤ちゃん事業 (生後4か月までの児の全数訪問)を行う市町が25市町あるように、県と市町が異なる目的で近接した時期に訪問する場合、同行訪問や情報の共有化等連携を密にしていく。

(市町)一括して母子保健事業を行えるよう、未熟児訪問指導を市町へ権限移譲する ことも将来的な選択肢として位置づけていく。



#### 【方向性実現のための手順】

#### 《STEP1》

(県)支援の必要な対象を早期に把握し、課題の分析を行う。母子保健サービスにおいて市町との連携を密にし、とぎれのない支援ができるようにする。

(市町)こんにちは赤ちゃん事業や新生児訪問事業を実施する中で、未熟児の事例について、県保健師と情報を共有することとする。

(県・市町) 県から市町に情報提供する様式の統一様式を作成する。

#### 《STEP2》

(県・市町)必要に応じて、同行訪問を行うとともに、県による乳幼児保健に関しての研修会・連絡調整会議等の開催により、新生児訪問を行う市町の保健師のスキルアップを図る。

#### 《STEP3》

(県・市町)専門性や他機関との連携による支援が必要な未熟児の事例については、関係者が情報を共有し役割分担して、支援を行う。

(県・市町)市町が一括して母子保健事業を行えるよう、条件の整った市町に対する未 熟児訪問指導の市町への権限移譲について検討していく。

## ( ) 民生委員の推薦

【現状】制度的には「民生委員法」で、市町 県 国(厚生労働省)の流れで推薦すると定められており、市町から直接厚生労働大臣へは推薦できません。

そのため、市町が推薦を行ってから委嘱通知を受け取るまで、「市町民生委員推薦会」「県社会福祉審議会」等を経て、1~2ヶ月程度の日数がかかっており、委嘱通知が届くまでの間、民生委員・児童委員の身分を証明するものがなく活動がしにくい。

【論点】補完性の原理に基づき、地域福祉の担い手を地域の実情に精通した市町が主体と なって、直接厚生労働大臣に推薦を行う等の検討がなされました。

## 【役割分担の方向性】

現行法の下において、民生委員の推薦から委嘱までの期間短縮のため、県の事務権限を一般市(町)へ移譲することにより、手続きを簡略化、短縮化する。



## 【方向性実現のための手順】

民生委員の推薦に関する県の事務権限を一般市(町)まで移譲できるよう、国(厚生労働省)等へ法改正を求めてはたらきかける。

# (5) 環境・資源 分野

## 役割分担のあり方調査結果

この分野においては、廃棄物関連については、県と市町の連携を強化すべき意見が多く挙げられており、更なる連携強化を検討する必要があります。

その他の環境分野については広域的な対応が必要なため、市町からも県へ実施主体を 一本化すべきという意見が挙げられています。

一方で、水資源確保・供給に関しては、市町村合併に伴い、水道事業の市による一元 管理の意見が、県と市町の両方が挙げられています。

数字は市町の意見数。(数字)は、県の意見数。

							<u> </u>		
		事務	不法投	安全安	地球温	環 境 学	水資源	水の安	
			棄等の	心な大	暖化防	習 環 境	の確保	全安定	計
見直し	の方向		未然防	気環境	止の推	情 報 提	と有効	供給	
			止	の確保	進	供	活用		
市町	事務権限移	譲		(2)					
の	実施主体一	本化					2 (1)	3 (3)	5 (7)
役 割	専門性強化						(1)		
強化	市町の役割	強化							
県の	実施主体一	本化	1	2 ( 2 )	1		1		
役 割	支援強化		1			1			7 (2)
強化	専門性強化								
	県の役割強	化							
県と市町の連携強化		4		1(1)	2			7 (1)	
県と市	県と市町の役割分担明確化				2	(1)			2 (1)
民間の役割強化									
法・条例改正									
	計		6	2 (4)	4(1)	3 (1)	3 (2)	3 ( 3 )	21(11)
見直し平均年数市町		2.5	2	3 . 5	2	4	5	2.8	
		県	-	6	2	2	6	5 . 6	5

## 具体的事例検討

分科会では、県と市町の連携強化、役割分担の明確化について、比較的意見が多くあった「地球温暖化啓発」と、「不法投棄防止」の事務分野について検討しました。

なお、意見が多く挙げられた水資源部門に関しては、県企業庁と合併市町との間で検討を進めています。

#### 検討結果

## ( )地球温暖化啓発

【現状】制度的には「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、県と市町は、ともに地球温暖化対策について必要な施策を講じることとされています。

県では、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員の活動支援 を行いつつ、県内各地で普及啓発活動をおこなっています。

一方、市町では、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員を 活用しながら市町域での啓発活動を行うほか、一部の市町では市内の活動推進員の活 動の場づくりに取り組んでいます。

【論点】市町の住民との近接性と、県の専門性、効果的に広域的な取組が行える点を踏まえ、啓発の対象や専門性を考慮し、県と市町で十分調整を行ったうえでの、県と市町の両者の実施等の検討がなされました。

## 【役割分担の方向性】

(県)地球温暖化啓発に果たす役割の大きい「地球温暖化防止活動推進センター」や「地球温暖化防止活動推進員」が活用されるよう、その体制整備や育成のほか、先進的な取組などの市町との情報共有に取り組む。

(市町)「地球温暖化防止活動推進センター」や「地球温暖化防止活動推進員」を活用しつつ、他市町の取組等も参考としながら、市町域での啓発に取り組む。



#### 【方向性実現のための手順】

## 《STEP1》

(県)センターが県及び市町の普及啓発事業の情報収集・提供が効率的・効果的に実施できるよう支援する。

## 《STEP2》

(県)センターが推進員の活動状況や得意分野等の情報収集・提供が効率的・効果的に 実施できるよう支援する。

(市町)推進員の活動を理解し、各種啓発活動に活用していく。

#### 《STEP3》

(市町)センター、推進員を活用して、地域の特性に応じた独自の普及啓発活動を展開する。

## ( )不法投棄防止

【現状】制度的には、市町は「一般廃棄物」、県は「産業廃棄物」と廃棄物の種類によって 役割分担されているが、その判別が困難なもの、又は混在したものがあり、両者が対 応せざるを得ない場合があります。

また、廃棄物の不法投棄の防止対策には、早期発見・早期是正を行うため、に日常的な監視・指導が不可欠とされているのが現状であります。

【論点】不法投棄の発生情報等に対して、最も身近で迅速に行動できる市町が対応できるように、産業廃棄物においても立入検査に関する協定を締結することにより、市町が立入権限を活用する等の検討がなされました。

## 【役割分担の方向性】

(県・市町)「廃棄物処理法」に基づき、基本的に、県 = 産業廃棄物、市町 = 一般廃棄物、を主たる役割とするが、双方の情報交換・意見交換の場を設ける等により連携・協力の環境を整備していく。

(市町)地域の実情に詳しい市町が、より迅速に対応できるように、産業廃棄物現場への立入権限を付与する協定を速やかに県内全市町と締結していく。このことにより、市町は、早期発見・未然防止を主たる役割とし、県は、その後の監視・指導を主たる役割とする。ただし、不法投棄の規模、廃棄物の種類、生活環境保全上の支障の有無等を踏まえ、市町が主体的に監視・指導ができる事案については、市町に監視・指導を委ねる。

(県・市町)一般廃棄物と産業廃棄物との判別困難、混在の場合に対する対処や、不 法投棄物に有害物質が含まれる等の専門性を有する事案等に関して、可能であれば、 県と市町の役割分担を明確にしたガイドライン的なものを作成し、連携・協力を強化 していく。



## 【方向性実現のための手順】

#### 《STEP1》

(県・市町)地域の実情に詳しい市町が、より迅速に対応できるように、産業廃棄物現場への立入権限を付与する協定を速やかに県内全市町と締結していく。

## 《STEP2》

(県・市町等)県(含.警察)と市町、自治会、NPO等が不法投棄に関する情報交換・ 意見交換等を行える場をつくり、そこを通じて各種の合意形成を図っていく環境を整備していく。

## 《STEP3》

(県・市町)一般廃棄物と産業廃棄物との判別困難、混在の場合に対する対処や、不法 投棄物に有害物質が含まれる等の専門性を有する事案等に関して、可能であれば、県 と市町の役割分担を明確にしたガイドライン的なものを、県・市町両者の合意形成を 図りながら作成し、連携・協力をより強化する。

# (6) 参画・地域づくり 分野

## 役割分担のあり方調査結果

この分野では、多文化共生、NPO、IT関連等について多くの意見が挙げられました。

基本的には、県と市町が重層的に対応するものが多いが、市町からは、県の役割を強化すべき、県と市町が連携して対応すべきという意見が多くあげられ、今後の検討課題であると考えられます。

数字は市町の意見数。(数字)は、県の意見数。

	Į	事務	在住外国人	多様な主体	県民の社	統計情報	ITを活	情報化を	
			との共生社	による協働	会参画の	データの	用したサ	支える人	計
見直しの	D方向		会づくり	の推進	支援	発信	ービス	づくり	
市町の	事務権限移	譲			(1)				
役割強	実施主体一	本化		1			1(1)		3 (2)
化	専門性強化								
	市町の役割	強化	1						
県の	実施主体一本化		4			4	4	2	
役割強	支援強化			1					1 9
化	専門性強化			2	1				
	県の役割強	化		1					
県と市	Jの連携強化		5 (1)	1	1				7 (1)
県と市	Jの役割分担	明確化		1	1(1)				2 (1)
民間の役割強化					2		3	5	
法・条例	法・条例改正				1				1
	計		10(1)	7	4 ( 2 )	6	5 (1)	5	37(4)
見直し	P均年数	市町	2	2	3	3.5	3 . 6	2	2.6
		県	2	-	2	-	2		2

## 具体的事例検討

分科会では、県の役割強化等の意見が多く挙がっていた「NPO活動の支援」の事務分野と、法定受託事務でありながらも民間の役割強化の意見が挙がっていた「統計調査」の事務分野について検討しました。

なお、意見が多く挙げられた「在住外国人との共生社会づくり」の事務分野については、「三重県多文化共生推進会議」において、県、市町、NPO等の間で検討しています。

#### 検討結果

## ( )NPO活動の支援

【現状】ボランティアや市民活動に対する社会的関心の高まりとともに、法人格を取得するNPOも増加しており、県においては、「新しい時代の公」の考え方のもと、NPO は公を支える担い手になりつつあります。また、市町においても、NPOがNPO支援組織とともに地域づくりに力を発揮しつつあります。

しかし、地域のNPO支援センターが県内約1/3の市町にしか設置されていないのが現状であり、既存の市町市民活動センターにおいても、活動基盤(人材、施設、財政、情報)の一層の強化やセンター間での情報共有等のネットワーク化が必要であります。

【論点】市民にとって身近で地域の市民活動の状況を把握している市町や、市町市民活動 センターがNPOを支援することや、県による市町市民活動センターを繋ぐ交流の促 進やネットワーク化等についての検討がなされました。

## 【役割分担の方向性】

(市町)市民活動担当部署や市民活動センターが、他の市町とも連携しながら、NPOを支援し協働して公を担っていく。NPO法人認証業務は、協議のうえ、体制の整った市町から権限移譲を行う。

(県)市町市民活動センターの充実強化を支援するとともに、市町の市民活動担当部署との連携を通じて、交流の促進やネットワーク化(支援力向上)を支援する。

(県・市町等)行政(県・市町)とNPO支援組織、NPOとの協働取組、補助金支援等においては、情報共有や連携を密にして行っていく。



## 【方向性実現のための手順】

#### 《STEP1》

(市町)市民活動支援体制を強化し、NPO活動に対する住民の理解、行政の理解を、より深めていく。

(県)みえ県民交流センター(みえ市民活動ボランティアセンター)において活動の場 や情報の機会の提供等のNPOが育つ環境整備を行うとともに、市町の体制強化を支 援する。また、市民活動センターの設置を推進し、NPO支援体制を強化する。

(県)各部局からのNPOに対する補助金等の支援制度を把握し、市町へ情報提供する。 《STEP2》

(市町)市民活動担当部署の専門性を強化し、県とともに市民活動センター整備を推進し、支援体制を強化する。

(県)市町及び市町民活動センターの支援力の向上と、ネットワーク化等の支援を行う。

また、支援力の弱い市町のNPO支援を補完する。

#### 《STEP3》

(県・市町)NPO支援組織の充実を図り、県・市町の行政と協働でNPOを支援して いく。

(県・市町)補助金等のNPO支援に間する情報提供により、連携を密にして、NPOと協働して公を担っていく。

(県・市町) N P O認証業務について、協議のうえ、体制の整った市町から、権限移譲 していく。

## ( )統計調査

【現状】制度的には、県が行う法定受託事務と、市町が行う法定受託事務から成っているが、何れも市町が調査員の選考・推薦を行っている。加えて、個人情報に対する住民意識の高まりが、各種統計調査の円滑実施の支障となり、それに伴い調査員の確保が非常に困難となってきています。

【論点】各種統計調査についての市町との連携・協力体制の構築や制度の改善要望等についての検討がなされました。

## 【役割分担の方向性】

(県・市町)県直轄調査においては、統計調査員の推薦について引き続き市町の協力 を依頼していくともに、県・市町相互の連携・協力体制の構築に努めていく。

(県・市町)統計調査のあり方自体に制度疲労が見られることから、県と市町の意見 交換会の場等において、各統計調査の実施上の問題点、調査手法等の見直し等につい て協議を深め、国に対し、あらゆる機会を捉え要望活動を行う。



## 【方向性実現のための手順】

#### 《STEP1》

(県・市町)意見交換の場を設け、現行制度の課題・問題点を抽出するとともに、両者 の密接な連携・協力の必要性を再確認する。

また、民間開放については緊密に情報共有、意見交換等を行う。

## 《STEP2》

(県・市町)国の動向も踏まえながら、機会を捉えて改<del>善要</del>望を実施していく。

# (7) まちづくり 分野

## 役割分担のあり方調査結果

この分野では、生活創造圏、バス等公共交通関連について、多くの意見が挙げられました。

基本的に、従来、県業務のウェイトが高かったが、より住民に身近な市町へウェイトを移す傾向を受けて、市町からは、県の役割を強化すべきであるという意見が多く挙げられました。

また、道路資本の維持管理や、バス交通の確保に関しては、県と市町が相違した意見を挙げており、今後の検討課題であると考えられます。

数字は市町の意見数。(数字)は、県の意見数。

		事務	生活創造	計画的な	公的な	道路資	公共交通	バス交	
			圏づくり	まちづく	住まい	本の維	利便向上	通の確	計
見直し	の方向		の推進	りの推進	づくり	持管理	利用促進	保	
市町	事務権限移	譲		3		(2)			
の	実施主体一	本化			(2)			(2)	7(8)
役 割	専門性強化								
強化	市町の役割	強化	4 (2)						
県の	実施主体一	本化	2	2	1	3	1		
役 割	支援強化		1		1			2	1 3
強化	専門性強化								
	県の役割強	化							
県と市	町の連携強化						2		2
県と市	県と市町の役割分担明確化		1		2		1	3 (1)	7(1)
民間の	民間の役割強化								
法・条	法・条例改正								
-	計		8 (2)	5	4 ( 2 )	3 (2)	4	5 (3)	29(9)
見直し	見直し平均年数市町		2	2	3	5	2	2	2.4
		県	2	-	6	5	-	4	4.2

## 具体的事例検討

県と市町の役割分担の明確化等で比較的意見が多く挙げられていた「バス交通の確保」 の事務分野については、ワーキンググループが設置され、県と市町の役割分担等につい て検討しました。 なお、平成19年度から「公共土木施設にかかる県と市町の役割分担検討部会」が設置され、道路施設、河川・砂防施設、港湾・海岸施設等の広い範囲において、県と市町の役割分担が検討されていることや、意見が多く挙げられた「生活創造圏づくり」についても、県の第2次戦略計画での「県土づくりと地域づくり」において取組が進められていることを踏まえて、分科会で検討を行いませんでした。

## 生活交通バスワーキング・グループ

この事例においては、ワーキング・グループにおいて6回の検討がなされ、別表のと おりの検討結果がまとめられました。

その結果、県から以下に示す「方向性」を打ち出しましたが、市町からは従来どおりの支援を求める意見が多く出されました。

## 【方向性】

将来にわたって生活交通体系を維持・確保していくため、住民、事業者、行政が連携 し、地域の特性に応じた生活交通体系を構築し、育てていく。

県と市町の役割分担に関しては、県は、広域にまたがる交通体系の維持・確保を重点 とし、市町内の交通体系は市町が維持・確保していく。

## 【今後の展開】

先進事例の研究(自主運行バス、乗合タクシー等)を行い、情報提供を行うとともに 勉強会を継続して開催する。

将来にわたって持続可能な生活交通確保策の構築に向け、関係者と協議しながら制度の見直しを検討していく。

## (別表)ワーキング・グループの検討結果

(かれく)フ	
現状	モータリゼーションの進展や過疎化の進行により、公共交通機関を取り巻く環境
	は厳しく、乗合バス事業者路線の廃止が現実のものとなっている。
	しかしながら、地域住民、特に交通手段を持たない高齢者や学生等のいわゆる交
	通弱者にとって公共交通機関は必要不可欠であることから、市町により廃止代替バ
	スやコミュニティバスが運行され、維持・確保がなされている。地方の厳しい財政
	状況のなか、公共交通の維持・確保が困難な状況となっている。
現在担ってい	地域公共交通を守り育て、地域住民が社会的な環境条件によって移動手段を喪失
る役割	することがないようにすることは、地域経営の基本的な課題である。
	このため、市町においては、廃止代替バスやコミュニティバス等を運行し、地域
	住民の生活交通の確保に努めている。
	一方、県は、国と協調して交通事業者の広域幹線路線に対する支援、退出意向の
	ある路線への支援(第3種補助) 市町自主運行バスへの支援を行っている。
生活交通確保	公共交通を将来に向けて維持・確保するためには、住民への啓発を十分に行い、
の課題	地域が主体となって地域公共交通を守り育てる気運の醸成が必要である。
	住民の理想(あれば良い)と現実(利用しない)にギャップがあり、住民の意向
	が反映できる仕組みづくりや運行に関する合意形成が必要である。
-	

交通空白地における生活交通や交通弱者の交通手段を効率的かつ効果的に確保す る必要がある。 生活交通維持に係る財政負担が増大しており、将来にわたって維持・確保できる よう運行方法などを見直す必要がある。 NPO 等によるバス運行について検討する必要がある。 事業者路線との競合問題や、事業者路線と市町が担う公共交通の整理が必要であ る。 検討結果 (県の方向性) 将来にわたって生活交通体系を維持・確保していくため、住民、事業者、行政 が連携し、地域の特性に応じた生活交通体系を構築し、育てていく。 県と市町の役割分担に関しては、県は、広域にまたがる交通体系の維持・確保 を重点とし、市町内の交通体系は市町が維持・確保していく。 しかしながら、県の方向性に対して、市町から市町内の交通体系についても従 来どおりの支援を求める意見が多く出された。 県の課題、市町の課題を踏まえた上で、他府県で実施、検討されている先進事例 今後の方針 の研究(自主運行バス、乗合タクシー等)を行い、情報提供を行うとともに生活交 通確保のための勉強会を継続して開催する。 県においては、現行補助制度の維持が困難な状況になりつつあり、市町において も生活交通事業費の負担が増加し市町財政を圧迫しているため、県、市町ともに将 来にわたって持続可能な生活交通確保策の構築に向け、関係者と協議しながら制度 の見直しを検討していく。

## 6 県と市町の役割分担の検討にあたって

分科会、ワーキング・グループでの検討の結果、抽出された基本的な事項や、見直しの 方向性は、共通点を有するものが多かったことから、2つの基本事項と、8つの見直し方 向に類型化しました。

8 つの見直し方向については、見直しの主体ごとに、「県と市町」、「県」、「市町」の3 つに区分して、「県と市町の役割分担における8 つの見直し方向」にまとめました。

## (1)役割分担の検討における基本事項

## 情報共有の必要性

県と市町の間で互いの事業内容・課題等の情報共有が不足している状況が、多くの 分野で見受けられました。

そのため、県と市町の間で各々の施策・サービス内容や、県内外の事例等をデータベース化するなどして、情報を共有することにより、より効果的な住民サービスの展開につなげていくことができると考えられます。

また、県関係機関 (例:(財)三重県産業支援センター、三重県地球温暖化防止活動推進センター)がある場合には、そこを情報拠点としての機能を充実し、有効活用されるようにしていくことが求められます。

分野	内容	分科会等
文化活動支援	各自治体、民間の助成メニューを一覧化して、県民にわ	第2分科
	かりやすく提供する必要がある。	会
中小企業支援	(財)県産業支援センター、県域商工支援団体、市町事業	第1分科
	をデータベース化し、情報提供機能を強化し、ワンスト	会
	ップサービスを実現ことが必要である。	
消費者相談	市町が相談に対応するために、マニュアル等の情報共有	第2分科
	が有効である。	会
交通安全啓発	四季交通安全運動、各団体の取組、交通安全にかかる、	交通安全
	地域課題、データ等の情報共有が必要である。	啓発WG
母子保健	県・市町の訪問指導日程の調整や、医療機関との未熟児	第2分科
	関連情報を共有する必要である。	会
地球温暖化啓	地球温暖化啓発にかかる事業内容、啓発物品等の情報共	第1分科
発	有が必要である。	会
NPO活動支	行政 (県・市町)や民間の助成金、行政・NPO等との	第2分科
援	協働取組等おいて、情報共有を密にしていくことが必要	会
	である。	
生活交通確保	生活交通に関する先進事例(自主運行バス等)の研究を	生活交通
	行い、その情報を提供していくことが必要である。	WG

## 意見交換の必要性

県と市町の間では、年度当初に、担当課長会議、担当者連絡会議が開催し、事業内容の説明や意見交換が行われていても、充分な意見交換が行われていないとの意見が多く出されました。

県と市町が連携・協力して事業実施していくにあたっての課題・問題点がある場合や、県と市町の間で役割分担が不明瞭な部分がある事務分野においては、定期的な会議とは別に、県と市町の担当者レベルで意見交換、議論していくことが求められます。これにより、諸課題の解決を図り、更にはガイドライン、協定等の取り決めも策定していくことが可能となると考えられます。

分野	内容	分科会等
中小企業支援	県、又は(財)三重県産業支援センターが主体となり、県、	第1分科
	市町、商工会等の各種中小企業支援機関が、定期的に意	会
	見交換することにより、各種の連携策、役割分担案が合	
	意形成され、より効果的な支援施策の実施が可能である。	
交通安全啓発	より効率的に事業を実施するためには、各地域課題、緊	交通安全
	急課題、目指すべき連携のあり方に関しての意見交換の	啓発WG
	場を設けることが望ましい。	
母子保健	県と市町がより効率的に事業実施するため、保健所単位	第2分科
	で市町の新生児訪問指導にかかる研修会や連絡会議を開	会
	催することが望ましい。	
不法投棄防止	産業廃棄物と一般廃棄物の判別困難・混在に対する対処	第1分科
	方法等において、県(含.警察) 市町、自治会、NPO	会
	等での意見交換の場を設け、それを通じてガイドライン	
	等の作成により各種合意形成を図っていくことが望まし	
	ι <sub>ο</sub>	
統計調査	各種統計調査の実施においては、県、市町が緊密に連携・	第 1 分科
	協力していくことが必要なため、今後とも活発な意見交	会
	換による意思疎通が必要である。	
生活交通確保	先進事例(自主運行バス、乗合タクシー等)の勉強会を	生活交通
	継続して開催していくことが望ましい。	バスWG

## (2)役割分担の検討における見直し方向

# 県と市町の役割分担の検討における8つの見直し方向

## 県と市町がともに取り組む見直し方向

- ( ) 広域性による県事業と市町事業の役割の明確化
- ( ) 専門性の観点による県事業と市町事業の役割の明確化
- ( )法制度改正等

## 県の取組の見直し方向

- ( ) 市町の多様性への配慮
- ( ) 市町との地理的距離への配慮
- ( ) 県の専門性強化・サービス向上

## 市町の取組の見直し方向

- ( ) 市町の取組強化・専門性強化
- ( )市町への権限移譲

## 県と市町がともに取り組む見直し方向

## ( ) 広域性による県事業と市町事業の役割の明確化

市町域内の事業展開は、法令上、明確に県が単独で役割を担うこととなっているものを除き、市町が主体となって実施し、県はより広域性を有する事業に注力を傾けていくことが求められています。

ただし、市町域内においても、市町に充分な体制等が整っていない場合については、 住民サービスが低下しないよう、市町の主体的実施を促しつつ県が補完していくこと も必要となります。

そのような場合では、県と市町による「事務の共同処理」を様々な事務分野で展開 していくこと等の方法が有効であると考えられます。

分野	内容	分科会等
文化活動支援	文化活動支援助成を行っている一部の市町と県の支援は	第2分科
	重複しているが、助成制度のない市町も多く、住民文化	会
	活動の向上のため、助成の併存は現段階では必要である。	
自主防災組織	県は、情報提供、ネットワーク化等において、市町を側	第1分科
支援	面から支援していくことが必要である。	숲

交通安全啓発	住民啓発は市町、企業・団体への啓発は県が中心だが、	交通安全
	反復実施が効果的であることも留意する必要がある。	啓発WG
NPO活動支	県は市町市民活動支援センターの交流促進やネットワー	第2分科
援	ク化を支援する。	会
生活交通確保	県は広域にまたがる交通体系の維持・確保を重点とし、	生活交通
	市町内の交通体系は市町が維持・確保していく方向で検	WG
	討していく必要がある。	

## ( ) 専門性の観点による県事業と市町事業の役割の明確化

県と市町がともに事務を行っている場合に、県はより専門性の高い対応が必要な事務分野が見受けられました。

そこで、市町で対応できないような高い専門性を有する課題等に対して、県は専門 職員を確保し、市町への専門研修の実施等により対応する必要があります。ただし、 市町も専門性が一層高まっていくと、県と市町の役割分担のあり方の見直しが必要で あると考えられます。

分野	内容	分科会等
自主防災組織	自主防災組織活性化等は市町が主体的に実施し、県は専	第1分科
支援	門性向上の人材育成等を実施する。	会
消費者相談	市町が住民からの一次的な相談窓口として対応し、県は	第2分科
	専門相談、市町の専門性強化研修や相談のデータベース	숲
	化を進める。	
母子保健	乳幼児健診では、専門的な心理相談や発達検査について	第2分科
	は、県での対応も検討が必要である。	会
地球温暖化啓	県は地球温暖化防止活動センターや地球温暖化防止活動	第1分科
発	推進員が、市町の取組に活用される体制整備や育成を行	会
	い、市町はそれらを活用しつつ啓発を図る。	

## ( )法制度改正等

県と市町の役割分担の課題について検討するなかで、根本的原因は、現行法制度によると考えられている事務分野が見受けられました。

そのため、県と市町、関係機関を交えて意見交換等をすることにより、法律に基づいた事業実施における問題点・課題を抽出し、法制度の改正等を国へはたらきかけていくことも必要であると考えられます。

分野	内容	分科会等
民生委員の推	現状では、県の推薦により大臣が委嘱しているが、推薦	第2分科
薦	も地域の実情に精通した市町が行うことが望ましいとの	会
	考え方もある。	

統計調査	市町は統計調査員の確保が困難となっているが、個人情	第1分科
	報意識の高まり等の周辺環境の変化により調査そのもの	会
	が困難となりつつあり、統計調査において、国が適正な	
	委託経費を負担することや、調査方法等の課題の改善を	
	要望していく。	

## 県の取組の見直し方向

## ( ) 市町の多様性への配慮

県と市町が連携・協力していく事務分野において、市町の規模(人口・面積)組織体制、財政力等により、各市町の施策展開に大きな差があり、地域の特性に応じた独自の事業取組を実施している市町もあれば、同じ分野で全く事業実施していない市町もある状況が見受けられました。

そのため、住民サービスの向上の観点から、自治体として求められるサービス水準 も考慮に入れながら、県は事業の取組体制等が充分整っていない市町に対して補完的 に支援していく必要があると考えられます。

分野	内容	分科会等
男女共同参画	充分な体制が整っていない市町を支援していく。	第2分科
		会
中小企業支援	地域の中小企業支援機関が十分な取組を行っておらず、	第1分科
	市町も体制が不十分な場合には、補完的に支援していく。	会
自主防災組織支	市町の活性化支援について、地域的な格差が著しく広が	第1分科
援	る場合には、市町の主体的取組に留意しながら、県が必	会
	要な支援の対策を講じていく。	
消費者相談	相談センター等が未設置の市町に対して、市町又は広域	第2分科
	連合での専門的な窓口の設置を支援していく。	会
母子保健	乳幼児健診は、市町が主体で実施するが、県は心理相談	第2分科
	等の対応が困難な市町について、支援する。	会
NPO活動支援	県は、市町市民活動センター等での支援力の弱い市町に	第2分科
	おけるNPOの支援を補完する。	会

## ( ) 市町との地理的距離への配慮

県が主体的に実施している事業において、県の施設が津市内に集中していることや、 県関係機関との地理的距離により、市町や住民の活用のしやすさに差がある事務分野 が見受けられました。

そのため、県や県関係機関は、地域機関での対応や津市以外での事業実施により、住民が活用しやすいよう取り組むことが必要であると考えられます。

分野	内容	分科会等
男女共同参画	男女共同参画センター(フレンテみえ)との地理的距離に	第2分科
	よる市町(住民)の利便性の差異や、市町の取組状況に配	会
	慮して対応する必要がある。	

## ( ) 県の専門性強化・サービス向上

市町が主体的に事業実施していく事務分野においては、県に対して、より高い専門性のニーズがあることが見受けられました。

市町においても専門性が高まりつつあることから、より高い専門性を有する課題等に対して県が対応しつつ、研修等を通じて、市町の専門性の向上も、支援していく必要があります。

また、県域を対象とする県関係機関 (例:(財)三重県産業支援センター、三重県地球温暖化防止活動推進センター)がある場合には、そこで専門性の向上を図り、市町に対しての専門性向上支援を行うことが必要であると考えられます。

分野	内容	分科会等
消費者相談	市町が相談窓口としての専門性を高めていくことから、県	第2分科
	はより高度の専門性、広域的見地からの配慮を必要とする	숲
	相談案件に対応できるようにする必要がある。	
NPO活動支	県は市町の市民活動センターの充実強化を支援し、市町の	第2分科
援	担当部署の連携を通じて、交流の促進やネットワーク化を	숲
	支援する。	

## 市町の取組の見直し方向

## ( ) 市町の取組強化・専門性強化

市町が法令等において明確に実施するよう位置付けられていても対応が十分でない場合や、地域住民に密接に関連するため、市町が主体となって実施するべき事務分野において市町の取組が弱い場合に、県との連携・協力や役割分担のあり方が不明確となっていることが見受けられました。

そのため、市町は住民に最も身近な基礎自治体として、法令上の明確な役割は責任をもって果たし、地域の実態を踏まえて、主体的に事業実施していくことが必要であると考えられます。

分野	内容	分科会等
自主防災組織	法的に、自主防災組織の活性化を主体的に支援していく	第1分科
支援	必要がある。	会
消費者相談	法的に、市町も消費者相談の窓口であり、体制を整える	第2分科
	必要がある。	会

交通安全啓発	法的に、交通安全、計画策定 (義務)・条例制定 (任意)	交通安全
	等と、啓発に取り組むことが求められている。	啓発WG
不法投棄防止	市町の職員が、産業廃棄物にかかる協定の締結により、	第1分科
	早期発見・未然防止に取り組む。	会
NPO活動支	身近な市民活動を把握する市町や市町の市民活動センタ	第2分科
援	ーがNPOを支援することが望ましい。	会

## ( ) 市町への権限移譲

事務分野の中には、県の事務と市町の事務が互いに関連性が強いにも関わらず、別々の事務として実施していたり、県が介在していることにより、国と市町との事務が複雑化している分野が見受けられました。

そのため、県から市町への権限移譲を進めて、市町が一体的に事業実施することにより、効果的かつ効率的に住民サービスの向上を図る必要があると考えられます。

分野	内容	分科会等
中小企業支援	市町域内にある商工会等の支援機関に対する指導権限を	第1分科
	もつことが望ましい。	会
民生委員の推	現状では、市町の推薦を県が大臣に報告しているが、推	第2分科
薦	薦は市町が直接行えるよう、権限移譲することが望まし	会
	いとの考え方もある。	
母子保健	市町が一括して母子保健事業を行えるよう、未熟児訪問	第2分科
	指導を市町へ権限移譲することも考えられる。	会
NPO活動支	NPO法人の認証業務については、協議のうえ、体制の	第2分科
援	整った市町から権限移譲していくことも考えられる。	会

#### (3)役割分担の検討にあたっての留意点

検討にあたっては、役割分担は明確であるものの、事務処理方式を見直すことがさらなる住民サービスの質的向上や効率化につながるものがあり、次の2点を留意点としてまとめました。

## 事務の共同化

県と市町がそれぞれ役割を担っている事務のなかには、同種の事務も多く、これらについては、役割は明確であることを前提に、事務の効率化を図るため、共同処理を行うことが望ましい場合があります。

#### 外部委託業務

近年事務を指定管理者制度を含め、外部に委託することが多くなっており、県や市町の役割分担を見直す場合には、県や市町が直接行っていない外部機関への委託事務についても、考慮する必要がある場合があります。

## 7 今後の展開へ向けて

今後の地方分権改革の方向を政府に勧告する諮問機関である地方分権改革推進委員会では、「地方が主役の国づくり」をめざし調査審議を進めている。

このなかで、国から地方への権限移譲とともに、義務づけ・枠付けの廃止、関与の縮減など、国の法令の規律密度を緩和し条例制定権を拡大することが重要な論点となっています。

また、行政の総合性を確保する観点から、権限移譲の法制化など、住民に身近な基礎 自治体の自主性・自立性の向上も重点課題の一つに位置付けられているところであり、 県と市町が事務分担をめぐって協議する必要性はより一層高まっていくことが予想さ れます。

そのようなことを踏まえて、県と市町の役割分担の明確化は、住民サービスの質的向上と効率化を図るため、市町の自立性の向上や法令改正等の状況変化に的確に対応して、見直されるべき課題であり、県と市町の役割分担について事務分野ごとの検討が継続的に行われるように、役割分担に関する法制度改正や県と市町の取組についての情報共有を提案するとともに、役割分担の検討を行う場合の方法論を提示することとしました。

## (1)協議会への報告の提案

第二期地方分権改革においても、県と市町の役割分担のあり方が大きな論点となっており、今後も法制度面等で役割分担の変化が予想されます。

また、県内においても市町における先進的な事例や、条例による事務権限の移譲も 見られます。さらに各事務分野での役割分担に関する様々な取組が、他の分野での参 考となります。

そこで、県と市町を通じたより効果的で効率的な行政サービスの提供に向けて、法制度の改正や地域事情の変化に伴い、適切な連携協力や役割分担の見直しが適時適切に行われるよう、以下の事項について、県と市町の役割分担に関する動きの協議会への定期的な報告を継続して行うことを提案します。

## 県と市町の役割分担に関する事項

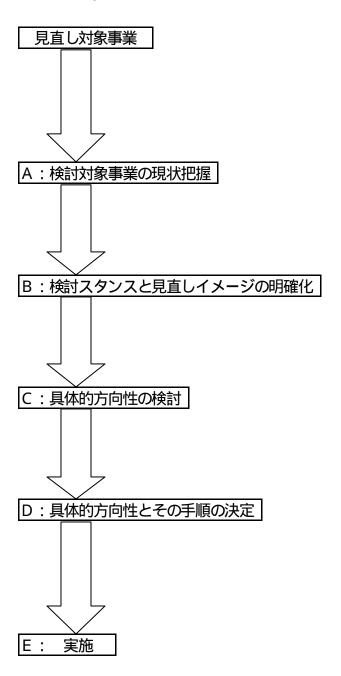
- ( ) 第二期分権改革による役割分担に関する事項
- ( ) 法制度改正による役割分担に関する事項
- ( )条例による事務権限移譲等の三重県内の役割分担に関する事項

県と市町の連携・協力、役割分担検討に関する検討の場の設置に関する事項

- ( ) 各部局の会議の設置状況
- ( ) そこでの検討内容と合意事項

## (2)役割分担を検討する際の方法論の提示

検討部会での検討を通じて得られた、県と市町の役割分担について課題のある事務について検討する場合の手順を以下に示し、その段階(A・B・C)での手法や留意点を示しました。



# A:検討対象事業の現状把握

事業の現状把握においては、以下の ~ の視点で十分に把握する必要があります。

事業の目的

法令・条例での役割

計画・要綱等での役割

実施の形態

重複・重層の内容

「重複 = 役割分担が不明確」

「重層 = 役割分担が明確」

他県の状況

環境・状況変化

現行の役割分担の課題

特に、、の法令・計画での役割は、「役割分担の基本原則」「役割分担に関する類型」を考慮に入れ、法令・条例・計画に基づいた、具体的な位置づけを正確に把握する必要があり、かつ、事業実施の実態が、規定内容と乖離していないかを十分に吟味する必要があります。

# 役割分担の基本原則 (地方自治法の規定)

県と市町は、法令による事務と地域における事務を行う。 市町村優先の原則(都道府県の事務を除き、市町村は一般的に事務を処理)

## 【役割分担に関する類型】

タイプ 1: 県と市町の基本的な責務や努力すべきことなどの曖昧な規定 個別法令・条例・規則 県と市町の総合計画、行政計画等

タイプ2: 県と市町が施策を講ずべきことや協力すべきことなど、 義務的でない役割の規定

個別法令・条例・規則

県と市町の総合計画、行政計画等

タイプ3: 県と市町が担う許認可、計画策定、相談等の具体的な役割の規定 個別法令・条例・規則 県と市町の総合計画、行政計画等

# B: 役割分担の検討のスタンスと見直しイメージの明確化

## (1) 検討スタンスの明確化

事務事業の役割分担を検討するなかで、検討するスタンスが異なるため、あるべき 姿から意見があったり、現行法体系の中からの意見であったりして、議論が噛み合わ ない、県・市町ともに法制度の細部について認識が共有できていない、県の側が市町 の実態を知らない、など問題点が明らかとなった。

このため、県と市町の役割分担を検討する場合、役割分担という用語の意味内容を確認しておく必要があります。

役割分担には、①理念と具体策、②事務の範囲の広狭、③過去・現在・将来の時間 軸、④主体論など、念頭においている内容が多様であるため、議論が噛み合わない可 能性が高いからです。

以下のイメージ図のような課題設定がありえるため、どのレベルで課題を検討するのか、認識を共有しておく必要があります。

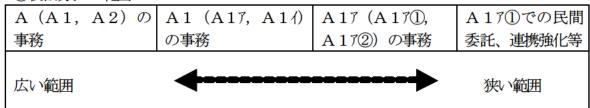
まず、検討のスタンスの仮設定を行い、現状把握を踏まえて、そのスタンスを明確化することで、論点を明らかにして、建設的な議論を円滑に行うことができます。

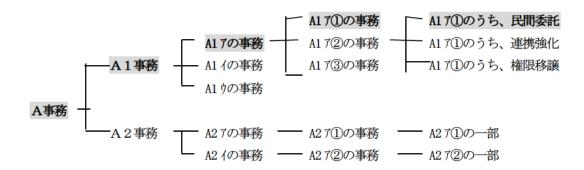
## 【検討スタンス想定イメージ図】

## ①役割分担の理念論と現実論

補完性の原理に	現行法体系を	現行法体系を念	現行法体系の改	現行法体系の
関する議論	無視したある	頭に置くあるべ	善を含めた改革	もとでの改善
	べき論	き論	論	論
あるべき論 現実論				

## ②役割分担の範囲

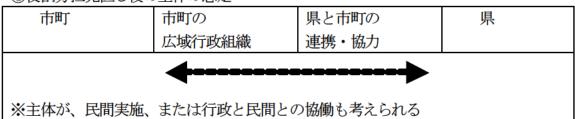




## ③役割分担の時間軸

遠い将来まで視野に	近い将来を視野にい	1,2年後を想定し	直ちに取り組む
いれた検討	れた検討	た検討	ための検討
将来	4		現在
14216	•		7012

## ④役割分担見直し後の主体の想定



## (2) 県と市町の役割分担の見直しイメージの明確化

\*\*\* P7の図参照 \*\*\*

# C: 役割分担の具体的な見直しの方向性の検討

役割分担の具体的な見直しの方向性を検討する段階では、以下の ~ を考慮に入れて、 検討することにより、より効率的に方向性を導き出せると考えられます。

今回の検討から得られた「基本事項」

# 県と市町の役割分担の検討における基本事項

- ( )情報共有の必要性
- ( )意見交換の必要性

今回の検討から得られた「見直し方向」

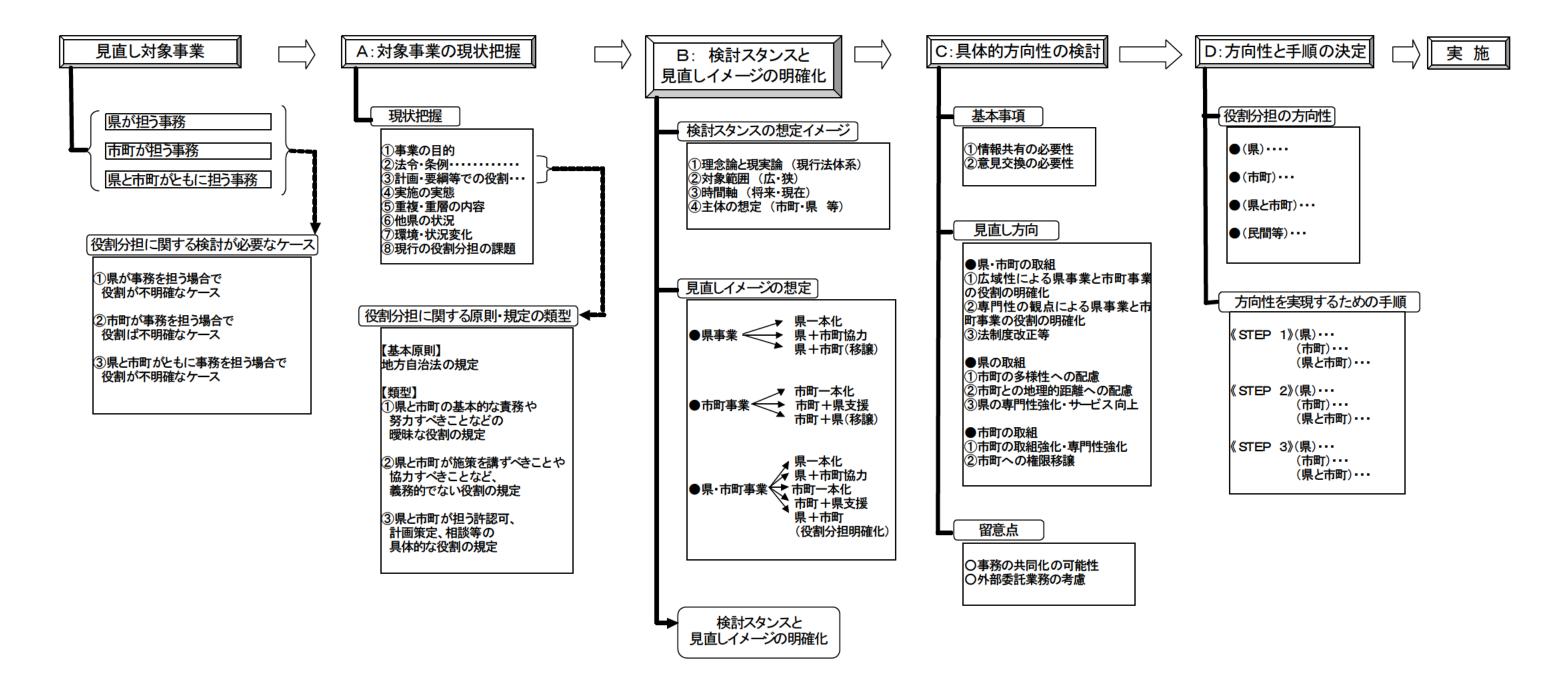
## **県と市町の役割分担の検討における8つの見直し方向**

# 県と市町がともに取り組む見直し方向 ( ) 広域性による県事業と市町事業の役割の明確化 ( ) 専門性の観点による県事業と市町事業の役割の明確化 ( ) 法制度改正等 県の取組の見直し方向 ( ) 市町の多様性への配慮 ( ) 市町との地理的距離への配慮 ( ) 県の専門性強化・サービス向上 市町の取組の見直し方向 ( ) 市町の取組強化・専門性強化 ( ) 市町への権限移譲

## 役割分担の検討にあたっての留意点

- ( )事務の共同化
  - ・県と市町による事務共同処理の可能性
  - ・市町間、広域組織による事務の共同化の可能性
- ( )外部委託業務
  - ・県の外部委託先組織と市町の関係
  - ・県任命指導員等と市町の関係

# ◎県と市町の役割分担の方法論の提示



# 【参考】 三重県や全国組織における役割分担に関する検討状況

県と市町の連携協力や役割分担については、これまでも各事務分野で県と市町が連携したり、県単独で検討を行う会議を設置したり、一定の方向性を報告書等としてまとめているため、その検討結果を今後の実務や検討に生かしていくため、まとめました。

また、検討部会設置後の平成19年4月から「地方分権改革推進法」にもとづき、国の地方分権改革推進委員会において、県と市町の役割分担の見直し、市町への権限移譲も論点とする第二期地方分権改革の議論が進行しており、平成21年度末までに具体的な方策がまとめられることから、地方分権改革推進委員会や地方六団体における関係する検討内容をまとめました。

## (1)県と市町(市町村)の新しい関係づくり協議会の取組

検討部会名等	時期等	検討内容	参加者等
あたたか分権ミーティ	平成 16 年 3 月	県内66両村から、県と市	県内各市町村地方
ング報 <del>告</del> 書		町の連携・協力、権限移譲の	分権担当者、各関
		在り方、県単補助金等の在り	<b>係課担当者</b>
		方を調査	
県管理道路の犬猫等死	平成16年度	犬猫等死体処理を迅速に行	県担当課、市町村
体処理一体的実施検討		うための市町村と県の通報	担当課(5 )助言
部会		体制や県の処理体制等につ	者
		いての協定案をとりまとめ	
		た	
県管理道路·河川除草作	平成16年度	除草作業を地域ニーズに適	県担当課、市町村
業一体的実施検討部会		合させるため、自治会委託制	担当課(2) 助言
		度をさらに進めることとし	者
		た。	
県管理道路照明の設置	平成16年度	道路照明や防犯灯等の管理	県担当課、市町村
管理一体的実施検討部		責任の役割分担を確認した。	担当課(1)助言
会			者
犬猫の捕獲等に関する	平成16年度	犬の捕獲等に関する役割分	県担当課、市町村
一体的実施検討部会		担、事務処理体制を明確化	担当課(5)助言
		し、市町村の協力と件の対応	者
		策についての協定書案をと	
		りまとめた。	

埋蔵文化財発掘調査一	平成16年度	市町村の農地転用許可手続	県担当課、市町村
体的実施検討部会		きが不要となるよう、農地法	担当課(6)
		の改正を国に働きかけてい	
		くことを確認した。	
屋外広告物条例ワーキ	平成16~	権限移譲後支援のあり方や、	県担当課、市町村
ンググループ(権限移譲	17年度	人的支援、事務執行等の統一	担当課(3)
検討部会内 )		化等事務処理の改善につい	
		て合意した。	
県土づくりの在り方に	平成18年度	「県土づくり」、及び「地域	県担当課、市町村
関する検討部会		づくり」における県の役割を	担当課(9)
		整理した。	
情報システム等の共同	平成 18 年度~	共有デジタル地図整備の合	県担当課、県内各
化検討部会		意をし、利括用、更新方法を	市町情報担当課
		取り決めた。	
		入札参加資格登録の共同化	
		を目指し、協議会の設立につ	
		いて合意した。	
公共土木施設にかかる	平成19年度	道路、河川・砂防、港湾・海	県担当課、市町村
県と市町の役割分担検		岸、都市公園の施設に関して	担当課(15)助言
討部会		の管理のあり方についての	者
		方向性について合意した。	

# (2) 三重県の各部局が関係している県と市町の役割分担に関する会議・報告書等の状況

# 会議の設置状況

部局名	会議の名称	検討内容	参加者等
	(設置時期)		
政策部	県と市町の地域づくり	地域づくりを推進する	各市町長、企画担当部
	支援会議(H19.5)	ためのしくみについての	課長、担当者等
		調査・研究	県政策部理事、各県民
		地域づくりを推進する	センター所長、地域:
		ために必要な先進事例の	防災(県民防災)室長、
		研究、地域づくりの方策	担当者 等
		等の検討 等	
	三重県過疎地域対策研	今後の過疎対策のあり方	県内過疎地域を有する
	究会(H19.11)	を調査・研究	市町長、政策部理事、
			学識経験者
	鈴鹿山麓リサーチパー	鈴鹿山麓リサーチパーク	県・四日市市の政策担
	ク連絡調整会議	の振興策	当者 県科学技術振興
	(H18.3)		センター 四日市農林
			商工環境事務所
	大仏山地域連絡協議会	大仏山地域の開発につい	伊勢・玉城・明和三市
	(H9.9)	て	町の担当課 伊勢・松
			阪県民センター 土地開発
			公社
	まつり博跡地活用県市	まつり博跡地の有効活用	伊勢市・県・県民センター
	連絡調整会議(H11.11)		の担当課
総務部	三重県地方税収確保対	税収確保対策の推進	県副知事・県税事務所長
	策連絡会議(H13.4)		等、県内各副市町長等
			三重地方税管理回収機
			構事務局長等
防災危機管理部 	三重県市町等地震対策	県と市町における地震対	県・各県民センター、各
	連絡会議(H13.12)	策の推進	市町、消防本部担当課長
	白十元(※幻谷・千十八~十个)		
	自主防災組織活性化検   討委員会(H16.1)	地域における自主防災組織の活性が促進	県、各市町、消防本部、 自主防災組織、防災がっ
	□3女貝女(□10.1 <i>)</i> 	織の活性化促進	百主的炎組織、防炎( )
			企業、大学、学校関係者

生活部	三重県多文化共生推進	多文化共生社会づくりに	県・市町担当者、学校関
	会議 (H19.6)	関する多様な活動主体の	係者、学識経験者、外国
		ネットワークの活用	人住民、NPO、商工団
			体
	県市町職員多文化共生	多文化共生社会づくりに	県担当者、市町担当者
	のためのW G (H19.6)	関する広域連携ネットワ	(8)
	,	ークの構築	,
	東紀州地域雇用創造推	地域雇用創造推進事業	県担当室、東紀州各市
	進協議会(H19.6)	(厚生労働省委託事業)	町、各商工会・商工会
	,	の企画等	議所、東紀州観光まち
			づくり公社
環境森林部	三重県廃棄物処理セン	・三重県廃棄物処理セン	センター参画県内市町、
	ター(一般廃棄物処理	ターの円滑な運営	一部事務組合及び広域
	事業)運営協議会	・一般廃棄物焼却残さ等	連合の首長、組合長等、
	(H17.6)	の適正な処理の確保	県環境森林部長、三重県
			環境保全事業団理事長
	市町村森林計整備計画	森林計画樹立に関して、	県、市町村森林整備計
	策定検討会	地域森林計画および市町	画樹立年にあたる市町
	(H17~18度)	村森林整備計画の調整・	の担当者
		検討	
県土整備部	三重県都市マスタープ		県内各市町都市計画担
	ラン改定に係る市町連	ン策定について(含.県、	当者(25)
	絡会議(H19.9)	市プランの役割分担)	
	中南勢都市圏総合都市	中南勢都市圏総合都市交	中南市町都市交通担当
	交通計画策定に係る懇	通計画の策定について	者(9)県担当室・各
	談会(H19.2)		建設事務所、警察本部、
			国土交通省、学識経験
			者、交通事業者、商工会
			議所連合会
	三重県市町景観形成連	三重県景観計画に基づ	県内各市町景観担当者
	絡会議(H19.9)	く、公共事業に係る通知、	
		行為の制限(届出)に係	
		る届出書受理事務の権限	
		移譲について	

	景観行政団体担当者連	・それぞれの景観行政団	県内景観行政団体及び
	携会議(仮称)(H19.12)	体等が行う景観施策等に	景観行政団体になろう
		ついての情報交換	とする意欲を持つ市町
		・広域的な景観形成施策	
		等に関する意見交換 等	
	住宅・建築物耐震化の	住宅・建築物の耐震化に	県住宅室、県内各市町
	ための市町連絡会議	関する協力体制、情報共	担当者
	(H15 年度)	有	
	市町住生活政策会議	生活施策に関する協力体	県住宅室、県内29市
	(H18.7)	制、情報共有	町担当者又は担当課長
	三重県住環境整備事業	住環境整備事業に関する	県内18市町住宅新築
	推進協議会(S46.11)	意見・情報交換、資料の	資金貸付事業担当課
		収集、関係機関との連絡	(オブザーバー: 県住
		調整、各種研究会の開催	宅室)
		等	
教育委員会	三重県埋蔵文化財専門	埋蔵文化財の保護と活用	県内各市町埋蔵文化財
	担当者会議	における県と市町の役割	保護行政担当者、県埋蔵
		分担について	文化財センター、県文化
			財保護室

報告書、行政計画等

部局名	報告書等の名称	主な内容	
	(取りまとめ時期)		
防災危機管理部	三重県地域防災計画	県、市町、防災関係機関、住民の各々が実施する対	
		策の明確化	
生活部	三重県男女共同参画基	県と市町との連携を強化し、男女共同参画の推進に	
	本計画	協働して取り組みます。 男女共同参画に関する施策の充実および推進体制	
	【第3次実施計画】		
	(H19.10)	の整備について、市町に働きかけます。	
		市町の主体性に配慮しつつ、男女共同参画施策の推	
		進、条例や計画策定等に対する支援を行います。	
健康福祉部	三重県次世代育成支援	市町においても、行動計画が義務づけられていま	
	行動計画 (H17.4)	す。県行動計画と連携・協働し、次世代育成支援に取	
		り組んでいきます。	
環境森林部	三重の森林づくり基本	地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林整備	
	計画(H18.4)	を進めていくため、市町と連携して森林計画制度の適	
		切な運用を図ります。	
	三重県廃棄物処理計画	計画推進のための取組(第7章)で、県民、事業	
	(H16.4)	者、市町村、県それぞれが連携、協力して取り組	
		んで必要がある。以下の項目で各々の役割を明確	
		化	
		環境経営の推進による社会基盤の充実	
		持続可能な資源循環の実現	
		安全・安心な廃棄物処理の確立	

## (3)第二期地方分権改革における県と市町村関係の改革方向

#### 地方分権改革推進委員会

基本的な考え方(平成19年5月30日)の関連事項

- ・住民に身近な基礎自治体について、さらなる体制の充実強化が必要
- ・住民生活に直結した行政分野 (まちづくり、社会保障など)において、徹底した 役割分担の見直し
- ・現在進められている「平成の大合併」を踏まえ、都道府県からの移譲を含め、基 一日では、 砂自治体への権限移譲の推進
- ・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
- ・個別法による関与(助言、許可、代執行等)について、最小限となるよう見直し

中間的なとりまとめ(平成19年11月16日)の関連事項 都道府県から市町村への権限移譲の法制化の推進

・ 基礎自治体優先の原則にもとづき、市町村の事務として法令上制度化することを検討

例:まちづくり関係・・都市計画法の開発行為の許可等

環境関係・・・大気汚染防止法、浄化槽法の浄化槽の設置等

商工関係・・・商工会法の定款変更の認可事務等

福祉関係・・・老人福祉法の特別養護老人ホームの設置認可等

個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討

【義務教育】人事権の移譲、給与負担のあり方の見直し、学級編制や教職員 定数に関する市町村の権限の拡大

【道路管理】地域において市町道と一体して管理することが効率的な県道の管理権限については市町に移譲すべき

【農地転用】県の農地転用の許可権限については、市町への移譲を検討すべき

【福祉施設】老人福祉施設に関する県の設置認可等の市町への権限移譲について検討すべき

【民生委員】選任の手続を簡略化すべき、県の権限が移譲された地方社会福祉審議会専門分科会と市町が設置する民生委員推薦会の両方の手続が必要とされることについて見直すべき

【保健所】市町への権限移譲を進めて広域連合等の共同処理方式による設置も活用すべき

【児童相談所】設置要件の明確化、市町への権限移譲について検討すべき

【幼稚園】市町立幼稚園の設置・廃止等について、認可制から届出制に改正すべき 【都市計画】地域の実情に通じた市町が連携しつつ自らの責任と判断で行うことが

基本であるが、県による広域の見地からの調整の必要性にも留意すべき

県から市町への権限移譲について検討すべき

【公害規制事務】公害規制事務においては、権限移譲すべき市町の範囲を拡大すべ

₹

【循環型社会形成推進交付金】協議会の開催と計画作成の義務付けを廃止し、より 市町の主体性が発揮できるような仕組みに改めるべき

【中小企業育成】中小小売商業振興法の計画認定等の県権限を市町に移譲する検討を行うべき

【商工団体】商工会議所と商工会の一元化を含めた新たな商工団体制度を設けるなど、地域の商工団体のあり方について検討すべき

#### 広域連携の拡充

- ・ 基礎自治体優先の原則は、国と地方の役割分担、広域自治体と基礎自治体の役割分担において、基礎自治体が最優先に役割を担うことを意味する。
- ・ 役割を担うことが難しい場合や、複数の自治体間で協力し担うことがより効率 的かつ質的向上にも資するとはんだんする場合には、広域連合など多様な連携 の形態を積極的に導入することも必要
- ・ 単独の基礎自治体が自ら担えない事務事業は、周辺の基礎自治体と連携して担 う広域連合等水平的補完、あるいは県が担う垂直的補完の仕組みの充実を図る

#### 全国市長会

都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査(平成19年6月4日)<調査概要>

全国市長会 地方分権改革検討会議 が 平成19年2~3月に実施 調査対象は、同会議の委員(124市区長で、回答は78市区長) 義務づけ・枠付け(59件)、関与(36件)、権限移譲(25件)、二重行政(19件)、 補助金・負担金・交付金(66件)について国と都道府県の事例をまとめている。 都道府県による関与等の項目を同検討会議が抜粋し、まとめた事例

- ・養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置許可権限の移譲
- ・特定児童福祉施設の設置許可権限の移譲
- ・要保護児童対策にかかる権限の移譲
- ・身体障害者手帳の交付等事務の移譲
- ・障害者自立支援医療事務の統一
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導等権限の移譲
- ・国からの交付金の市への直接交付の実施等
- ・病院の開設・変更等の許可権限の移譲
- ・旅館業等にかかる衛生措置の基準制定権限の移譲
- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の都道府県同意の廃止
- ・市域内のみを区域とする都市計画決定権限の移譲及び協議・同意の廃止
- ・農地転用許可権限の市への移譲・自治事務化
- ・農業振興地域除外にかかる都道府県との球技・同意の廃止
- ・国都道府県道の管理権限の希望市への移譲
- ・河川管理権限の希望市への移譲・財源措置

- ・県費負担教職員の人事権等の市への移譲
- ・義務教育諸学校の学級編制に対する関与の廃止、教職員定数権の市への移譲
- ・青少年指導員の都道府県の委嘱権限の廃止
- ・事務処理特例制度による権限移譲の要件の緩和等
- ・自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与
- ・液化石油ガス貯蔵施設等への立入検査等権限の指定都市市長への移譲
- ・知事に対する条例の制定・改廃等の報告・届出の廃止
- ・国、都道府県の調査の一本化等

## 第二期地方分権改革についての緊急提言(平成19年4月9日)

・都道府県と市町村間の役割分担についても、補完性の原理に基づき、再構築。

## 分権時代の都市自治体のあり方について(平成17年6月6日)

- ・都道府県と都市自治体における二重行政の解消
- ・都市自治体自らの選択による権限移譲
- ・条例による事務処理特例制度の活用

## 第29次地方制度調査会

役割分担の関する論点の抜粋

- ・合併した市町村及び合併していない市町村の評価・検証・分析
- ・基礎自治体の果たすべき役割
- ・今後の基礎自治体の組織・体制のあり方
- ・小規模市町村に対する方策
- ・指定市、中核市、特例市市等の考え方の整理

# 県と市町の役割分担のあり方検討部会

# 検討部会設置の目的

地方分権改革の進展に伴い、県と市町の役割分担については、住民に身近な市町をより 重視したものに見直し、県と市町を通じた効率性の向上、行政サービスの質的向上を図る ことが求められています。

このため、県と市町の役割分担の現状、課題を調査し、県と市町の適切な役割分担のあり方を検討します。

# **検討部会メンバー** 23名(市町13名、県10名)◎部会長 ○副部会長

市	町	県	
津市/行政経営課	四日市市/政策課	政策部政策総務室	総務部経営総務室
伊勢市/総務課	桑名市/政策課	防災危機管理部危機 管理総務室	生活部生活総務室
鈴鹿市/総務課	名張市/行政改革	健康福祉部健康福祉	環境森林部環境森
郭彤川/ 秘伤味	推進室	総務室	林総務室
○亀山市/行政改革室	熊野市/総務課	農水商工部農水商工 企画室	県土整備部県土整 備総務室
伊賀市/行政改革・政	菰野町/総務課	教育委員会事務局教	◎政策部地方分
策評価推進室		育総務室	権・広域連携室
朝日町/総務税務課	明和町/企画課		
大台町/総務課			

助言者●四日市大学/岩崎 恭典 教授 、四日市大学/小林慶太郎 准教授

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県 政策部地方分権・広域連携室

# 検討事項

- ①事務分野ごとの役割分担のあり方調査の実施
- ②調査結果の整理(事務分野別整理、実施主体・手法の性質別整理等)
- ③事務分野ごとの役割分担のあり方検討(分科会、ワーキング・グループ)
- ④役割分担の明確化と適正化に向けた基本的な考え方や仕組みづくりの検討

# 開催実績

(平成18年度)

第1回[7/3] 協議計画書により今後の進め方説明

役割分担のあり方調査の実施について

第2回[9/11] 役割分担のあり方調査(速報)について

役割分担のあり方の検討方法について

第3回[11/20] 役割分担のあり方調査結果について

ワーキンググループ (WG) の設置について

第4回「1/23] 調査結果に基づく、実施主体・手法等の性質ごとの

役割分担のあり方の検討について

第5回[3/20] 平成19年度の進め方について

分科会方式でのテーマ別の検討

(平成19年度)

第6回[10/10] 第1・第2分科会での検討内容について、

ワーキンググループ (WG) での検討について

第7回[12/20] 検討部会の最終報告書案について

第1・第2分科会での検討内容について

第8回[1/21] 検討部会の最終報告書案について

第4回総会での説明(プレゼン)資料について

## 分科会の開催実績

#### [第1分科会]

第1回[6/5] 地球温暖化啓発についての検討

(部会メンバー:県3名・市町3名、担当職員:県1名・市町3名)

第2回「7/17] 自主防災組織の活性化支援についての検討

(部会メンバー: 県3名・市町3名、担当職員: 県3名・市町2名)

第3回「9/11」 廃棄物の不法投棄防止についての検討

(部会メンバー:県2名・市町4名、担当職員:県2名・市町3名)

第4回[10/17] 中小企業の支援についての検討

(部会メンバー:県3名・市町4名、担当職員:県2名・市町5名)

第5回[12/5] 統計調査についての検討

(部会メンバー: 県2名・市町3名、担当職員: 県3名・市町2名)

## [第2分科会]

第1回[6/6] 消費者相談についての検討

(部会メンバー:県3名・市町4名、担当職員:県1名・市町3名)

第2回[7/19] NPO活動の支援、

民生委員・児童委員の推薦 委嘱についての検討

(部会メンバー:県3名・市町4名、担当職員:県2名・市町1名)

第3回[8/23] 母子保健についての検討

(部会メンバー:県3名・市町3名、担当職員:県2名・市町1名)

第4回「7/19] 男女共同参画についての検討、

(部会メンバー:県3名・市町2名、担当職員:県1名・市町1名)

第5回「11/27] 文化活動の支援についての検討

(部会メンバー:県3名・市町3名、担当職員:県3名・市町1名)

## ワーキング・グループの開催実績

(1)生活交通WG・・・市町自主運行バスなど生活交通の確保に関する検討

(メンバー: 市町14名、県2名、事務局: 政策部交通政策室

オブザーバー:中部運輸局 三重交通㈱

助言者:名古屋大学大学院 加藤博和 准教授 )

## (平成18年度)

・第1回[1/15] 協議計画書により今後の進め方の協議 生活交通を取り巻く現状と課題について (平成19年度)

・第2回[4/11] 加藤准教授講演「地域公共交通政策の進め方と 道路運送法改正」について 県の課題と方向性について

・第3回[7/11] 自主運行バスの運行形態について 地域公共交通会議について 等

・第4回[9/5] 乗合タクシー等について 生活交通確保のための県の役割・支援について

・第5回[11/7] 先進地調査報告(乗合タクシー、自主運行バス等)に ついて

生活交通確保のための県の役割・支援について等

・第6回[1/16] 県単バス補助事業アセスメントについて 生活交通確保のための県の役割・支援について 等

(2)交通安全啓発等WG・・・交通安全事業等にかかる啓発事業の検討

(メンバー: 市町9名、県6名(内、県民センター3名)

事務局:生活部生活総務室)

(平成18年度)

・第1回[12/27] 協議計画書により今後の進め方の協議

交通安全啓発実施状況調査の実施ついて

・第2回[2/6] 法令からみる交通安全事業について

交通安全啓発実施状況調査の結果ついて

交通安全啓発に関する課題について

・第3回[3/13]交通安全啓発に関する課題に対する取組について